

# うきは市公共施設等総合管理計画

～持続可能な社会の実現に向けて～



平成29年3月策定

(令和4年3月一部改訂)

うきは市



## はじめに



うきは市は、平成 17 年に旧浮羽町と旧吉井町が合併して誕生しました。

合併前の 2 町で、それぞれに整備された多くの公共施設等は、合併により新市に引き継がれましたが、その中には同様の機能を持つ類似施設が重複して存在し、環境等の変化により当初の設置目的や利用実態にそぐわなくなるなど、多くの課題を抱えています。

そのような課題を解消するため、旧浮羽町庁舎を市立図書館に改修するなどの対策を講じてきましたが、文化ホールや文化財展示施設等の類似施設については、いまだに手付かずの施設も少なくありません。

今後、更新時期を迎えるこれらの公共施設や道路・橋りょうなどのインフラ資産について、現在と同じ規模で造り替えるとした場合、総務省が示す更新費用試算の考え方によると、年間に約 25 億 9 千万円の財源が必要ですが、合併から 16 年を経過し、合併特例法による地方交付税の加算措置が終了したことなどから、財政計画における令和 6 年度の普通建設事業費の総額は 15 億円程度になる見込みですので、単純に計算しても 1 年間で約 10 億 9 千万円不足することになります。

このような中、うきは市の人口は毎年減少を続け、2045 年には 1 万 7 千人近くまで減少することが予測されています。また、65 歳以上の割合が上昇を続けるのに対し、64 歳以下の割合は 55.1%まで減少する見込みです。

本市としても、このように縮小社会に向かっている現実を受け止め、ハコモノを中心とした公共施設の集約・複合化等による総量の縮減や民間施設の積極的な活用等をはじめ、全ての公共施設を市単独で整備・運営するのではなく、国・県及び近隣市町村施設との相互利用又は共同設置を検討するなど、身の丈に合った行財政対策を講じることにより、将来的な財源不足の解消を図る必要があります。

本計画は、公共施設等を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能な公共サービスの提供を実現するため、対象施設の状況に応じた更新費用等のシミュレーションを行い、将来的に必要な費用等を把握することにより、今後の公共施設等の最適な配置と管理運営に寄与するためのものです。

この計画を実行するにあたっては、多くの方々にご不便をおかけすることもあるかと存じますが、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和 4 年 3 月

うきは市長 高木 典雄

## 主な改訂内容(令和4年3月)

「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」として、令和3年1月に総務省より示された事項等に関し、以下のとおり改訂しました。

### (主な変更点)

<b>第1章 計画策定の背景と目的</b>		
第1節 うきは市の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候、面積等の時点修正を実施した(令和2年国勢調査を反映)</li> <li>※ 福岡県市町村要覧、国土強靱化計画、過疎計画等と整合性を図った</li> </ul>	P1
第2節 公共施設等総合管理計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2国の動き等に「(2) 公共施設等総合管理計画の見直し」を追加した</li> </ul>	P5
第3節 うきは市の財政状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度決算内容までを反映させた</li> <li>・末尾にSDGSに関する記述を追加した</li> </ul>	P6 P11
<b>第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>		
第1節 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度末の公有財産台帳を反映させた</li> <li>・<u>過去に行った対策の実績等</u>を追加した</li> <li>・<u>有形固定資産減価償却率の推移</u>を追加した</li> </ul>	P12 P14 P15
第2節 総人口や年代別人口についての今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正を実施した(令和2年国勢調査を反映)</li> </ul>	P19
第3節 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正を実施した</li> </ul>	P23
<b>第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>		
第3節 現状や課題に関する基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正を実施した</li> </ul>	P29
第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ユニバーサルデザイン化の推進方針</u>を追加した</li> <li>・7.統合や廃止の推進方針に「(2) 不要資産の除却・処分」を追加した</li> <li>・具体的な縮減目標の更新周期を延長した</li> </ul>	P32 P33
第5節 フォローアップの実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等個別施設計画の策定(令和2年度)について追加した</li> </ul>	P34
<b>第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針</b>		
第1節 建築系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画との整合性を図った</li> </ul>	P37 P43
第2節 インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路 → 舗装個別施設計画(H31年策定)を追加した</li> <li>・橋りょう → 橋梁修繕計画(H31年策定)を追加した</li> <li>・下水道 → 時点修正を実施した</li> <li>・公園 → 同上</li> <li>・通信事業用資産を一部修正した</li> </ul>	P44 P45 P46 P49

※ 下線部分は総務省の留意事項で新たに追加された事項

# 目 次

---

## 第 1 章 計画策定の背景と目的

第 1 節	うきは市の概要	1
第 2 節	公共施設等総合管理計画の目的	2
第 3 節	うきは市の財政状況	6

## 第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第 1 節	老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	12
第 2 節	総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年間）	19
第 3 節	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	21

## 第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第 1 節	対象施設及び計画期間	28
第 2 節	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	28
第 3 節	現状や課題に関する基本認識	29
第 4 節	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
第 5 節	フォローアップの実施方針	34

## 第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第 1 節	建築系施設	37
第 2 節	インフラ資産	44
第 3 節	その他	50

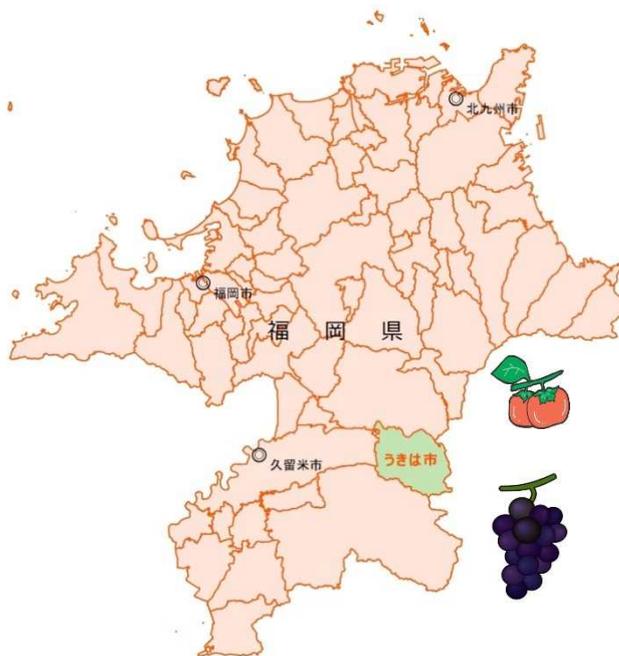


## 第1章 計画策定の背景と目的

### 第1節 うきは市の概要

うきは市は、平成17年3月20日に旧浮羽町と旧吉井町が合併して誕生しました。福岡県の南東部に位置し、東は大分県日田市、西は県内唯一の中核市でもある久留米市、南は八女市、北は朝倉市と接しています。

市の南部には耳納連山を抱き、北部に九州最大の河川、筑後川が流れる風光明媚な地域で、耳納連山を源流とする巨瀬川、小塩川、隈上川などが市内を流れ、筑後川に注いでいます。



地形的には、筑後川の南に広がる平坦部、その平坦部と山間部の間にある山麓部、耳納連山に属する山間部に区分されます。平坦部には肥沃な水田地帯が広がり、山麓部には全国でも有数の果樹産地が形成されています。

山間部は棚田などを含む森林を有し、福岡市や久留米市など都市圏の貴重な水源地帯となっており、県下初の森林セラピー基地にも認定されています。

気候は、太平洋岸気候区に属しており、朝倉地域気象観測所によると年平均気温は15.6℃、年間降水量は1860.4mmと気象条件に恵まれています。

市域は、東西13km、南北11.8kmで、面積は117.46km<sup>2</sup>です。地目別にみると、耕地26.30km<sup>2</sup>、宅地8.18km<sup>2</sup>、森林59.26km<sup>2</sup>となっており、約73%が森林・耕地といった自然豊かな地域です。

令和2年の国勢調査による人口・世帯数の動態は、平成22年以降の10年間で人口が31,640人から27,981人(△11.6%)まで減少したのに対し、世帯数は10,128世帯(1.9%)と増加に転じました。

また、同じ期間内に高齢者(65歳以上)の割合は31.9%から36.0%まで伸びたのに対し、年少人口(15歳未満)の割合は1.1%の減少にとどまりましたが、高齢化率は全国平均を上回るペースで進行し、高齢者のみの世帯が増加しているのが現状です。

## 第2節 公共施設等総合管理計画の目的

### 1. 背景と目的

我が国において、公共施設等の老朽化対策は大きな課題となっています。

地方公共団体においても厳しい財政状況が続く中で、今後も人口減少により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることなどから、適切な公共施設の維持・管理について、早急な対策が求められています。

本市においても、過去に建設された公共施設等が老朽化し、これから大量に更新時期を迎えることとなりますが、平成27年度から合併特例法による普通交付税の加算措置が段階的に減額されるなど、市の財政は依然として厳しい状況にあります。

増大する行財政需要に対応していくためには、行財政運営全般にわたる総点検を行い、新しい時代にあった簡素で効率的な行財政の仕組みを確立する必要があります。本市ではこれを実践するため、平成19年8月に「第1次うきは市行政改革大綱」を策定し、徹底した行財政改革に取り組んできました。

平成25年11月には各種団体代表及び公募委員等（8名）で構成する「うきは市行政改革推進委員会」（以下「行革委員会」という。）に対して公共施設の有効活用について諮問を行い、平成26年9月に次のような答申がなされました。

#### 【うきは市行政改革推進委員会答申（平成26年9月26日）】

- ① 全体的な公共施設の整備計画を早期に策定し、整備計画に基づいた中長期的な整備を行うこと。
- ② 答申については最大限尊重し、整備計画及び市政に反映させること。
- ③ 整備計画の策定及び推進にあたっては、責任と権限をもった組織体制を設置し、確固たる財源計画に基づいて実施すること。
- ④ 整備計画の策定及び推進にあたっては、うきは市の社会的・経済的情勢等を考慮し、将来的なまちづくり計画に資するよう、首長はリーダーシップを発揮し、職員一人ひとりの意識改革及び情報共有に努めること。
- ⑤ 統廃合の実施については、利用者、地元、その他関係者の理解を得て、行政の信頼を失わないよう努めること。

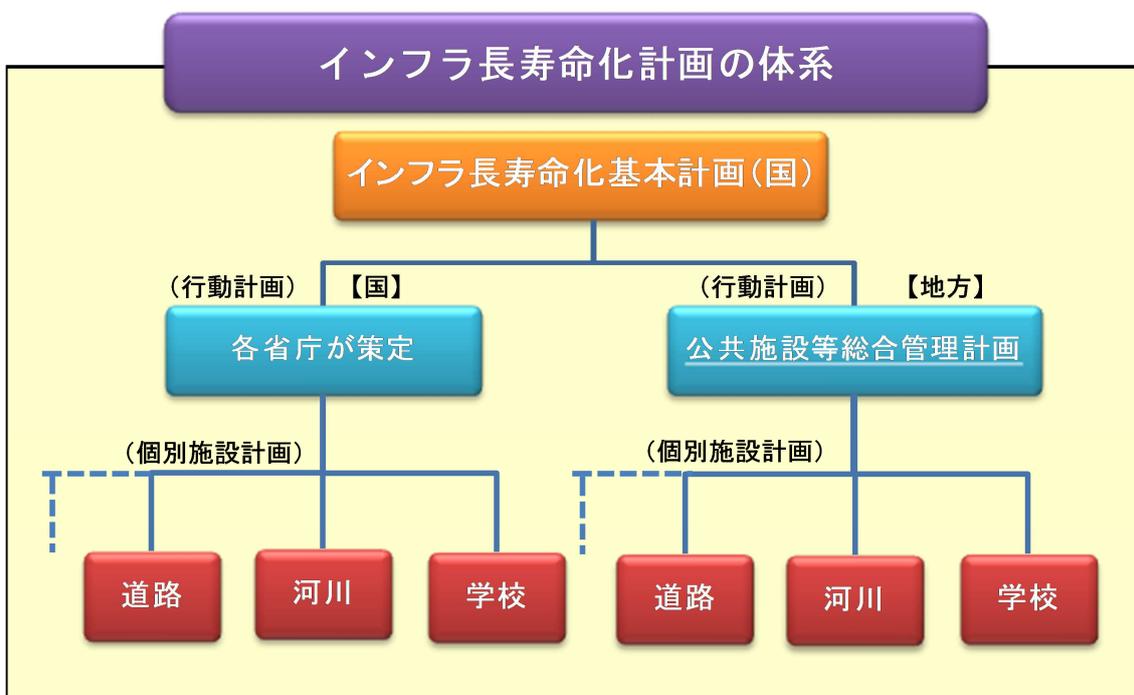
これらの事項を具現化するためには、市が保有・管理する全ての公共施設等の老朽化の状況や人口見通し等を踏まえた将来の利用需要を把握し、施設の管理について今後取り組むべき方針を定めるとともに、庁内横断的な組織を構築して実施する必要があることから、公共施設等の管理に関する指針として「うきは市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

## 2. 国の動き等

### (1) 公共施設等総合管理計画の策定について

国においては、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、インフラの維持管理・更新を確実に実施することにより、今後急増する老朽インフラに対する国民の不安を払拭し、インフラを安全に安心して利用し続けられるようにすることを目的に、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

図表1-1



出典：公共施設等総合管理計画策定指針の概要（総務省）

この基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を定める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」と、個別施設ごとの具体的なメンテナンス対策等を定める「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとされたところです。

また、平成26年4月には、総務省から地方公共団体に対して、早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を縮減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成28年度までに「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされました。（図表1-2参照）

図表 1 - 2

### 公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

**公共施設等総合管理計画の内容**

**1 所有施設等の現状**

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

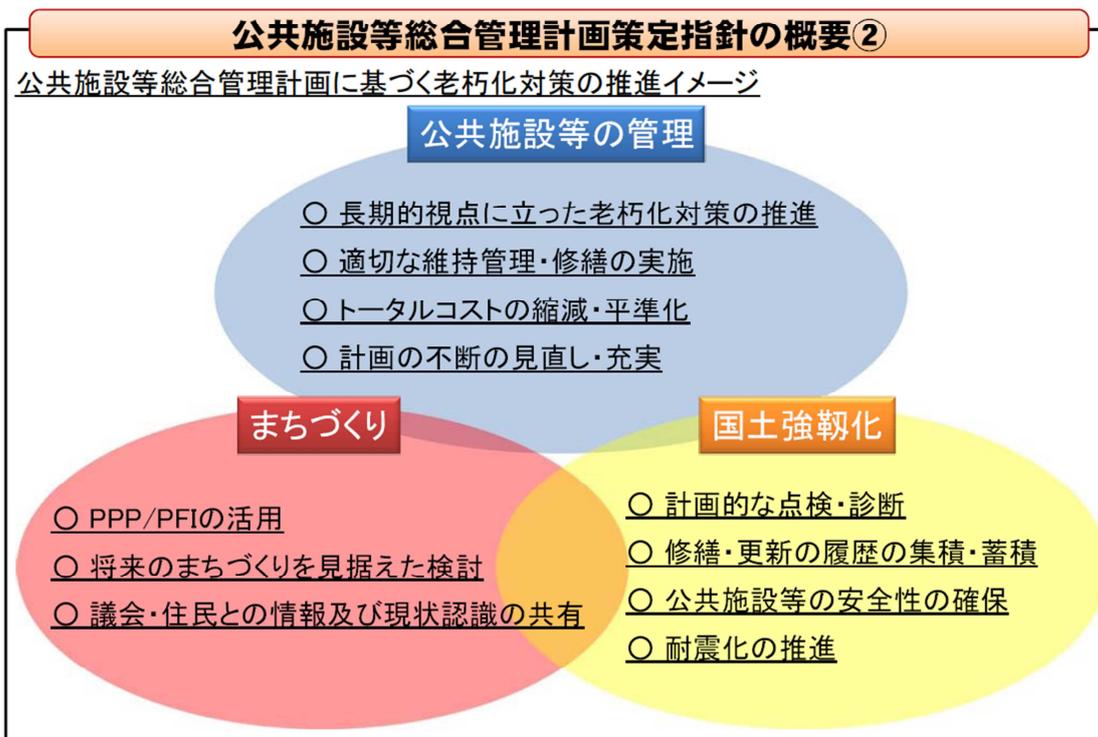
**2 施設全体の管理に関する基本的な方針**

- 計画期間  
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策  
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針  
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ  
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

**3 地方財政措置**

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
 

特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当) 地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)
--



出典：公共施設等総合管理計画策定指針の概要（総務省）

本市においても、行革委員会の答申を踏まえながら、国の動きに歩調を合わせて「公共施設等総合管理計画」を策定することにより、市有施設を総合的に管理し、長期的視点に立った老朽化対策に取り組んできました。

(2) 公共施設等総合管理計画の見直し（令和3年度）

平成30年2月に総務省の指針が次のとおり改訂されたことから、公共施設等総合管理計画についても、その考え方や個別施設計画（令和2年度策定）の内容等を反映させるための見直しを行いました。

図表1-2（2）

**公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要**

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

<p><b>総合管理計画の推進体制等について</b></p> <p><b>1. 全庁的な体制構築</b></p> <p>個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の情報の管理・集約</li> <li>・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約</li> <li>・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設</li> </ul> <p><b>2. PDCAサイクルの確立</b></p> <p>総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。</p>	<p><b>総合管理計画の充実について</b></p> <p><b>3. 総合管理計画の不断の見直し・充実</b></p> <p>総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。</p> <p><b>4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み</b></p> <p>維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。 ※財源の見込みについても記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間：30年程度以上</li> <li>・会計区分：普通会計及び公営事業会計</li> <li>・建物区分：建築物及びインフラ施設</li> <li>・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等</li> </ul> <p><b>5. ユニバーサルデザイン化の推進方針</b></p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。</p>
--	---

**令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について**  
(令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

<p><b>1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方</b></p> <p>総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直しされる予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。</p>	
<p><b>2 計画の見直しに当たって記載すべき事項</b> ※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること</p> <p><b>1 必須事項</b></p> <p>① 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績</li> <li>・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移</li> </ul> <p>② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み</li> <li>・対策の効果額</li> <li>※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間</li> </ul> <p>③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針</li> <li>・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針</li> </ul>	
<p><b>2 記載が望ましい事項</b></p> <p>① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標</p> <p>② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針</p> <p>③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の方針</p> <p>④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</p>	<p><b>3 団体の状況に応じて記載する事項</b></p> <p>① 広域連携の取組</p> <p>② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方</p>
<p><b>3 財政措置</b></p> <p>令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講ずることとしたこと(措置率0.5)。</p>	

出典：公共施設等総合管理計画の見直しに関すること（総務省）

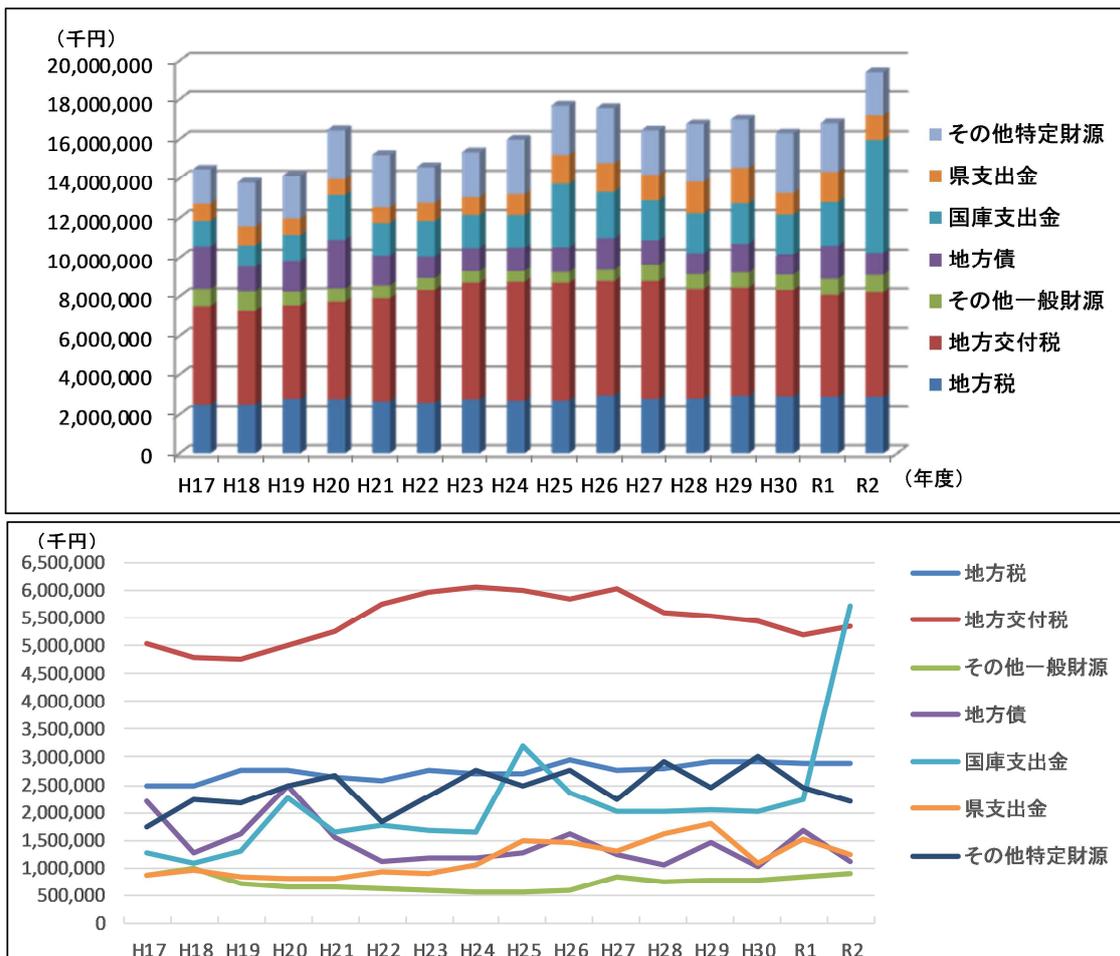
### 第3節 うきは市の財政状況

#### 1. 歳入決算額の推移

普通会計※1における歳入の推移は図表1-3のとおりですが、年度によって増減はあるものの、新市発足後16年間に総額で34.2%増加しています。

そのうち地方税については、増減を繰り返しながらも、15.7%の増加となっています。

図表1-3 歳入決算額の推移(普通会計)



歳入総額のうち地方税の占める割合は、年平均17.1%となっています。このように自主財源が少ないため、依存財源である地方交付税の割合は同33.9%となっています。

年度別の合計で、平成25・26年度が伸びているのは、平成24年7月の九州北部豪雨災害復旧に伴う国庫支出金等が増加したためです。

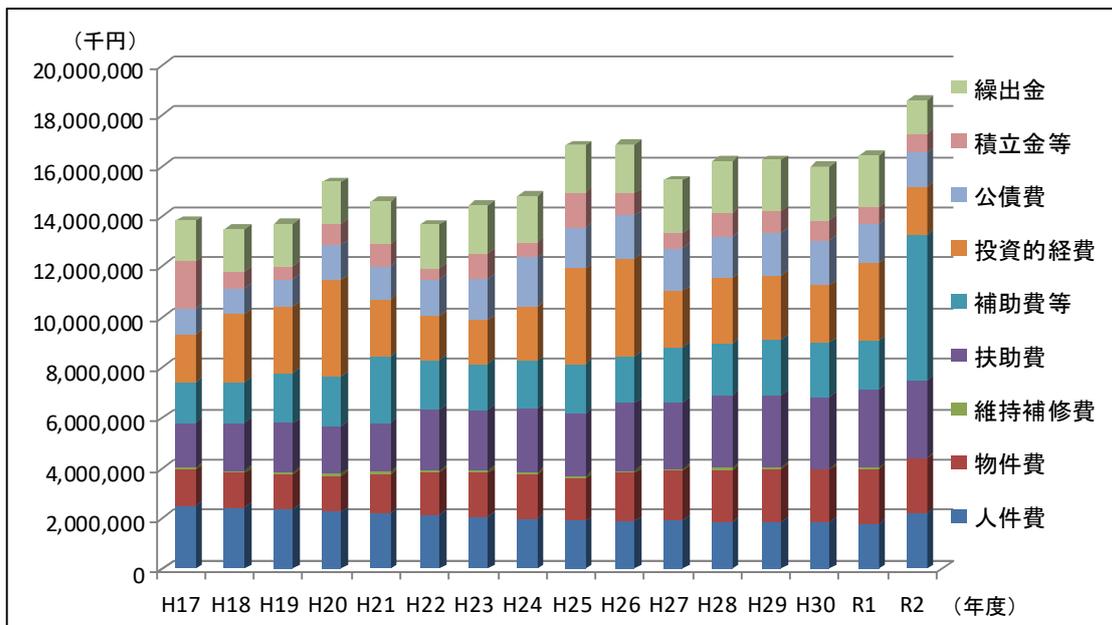
なお、折れ線グラフにおいて、令和2年度に国庫支出金が急増しているのは、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種交付金等の増によるものです。

※1 普通会計とは、うきは市では「一般会計」と「自動車学校特別会計」を合算したものです。

## 2. 歳出決算額の推移

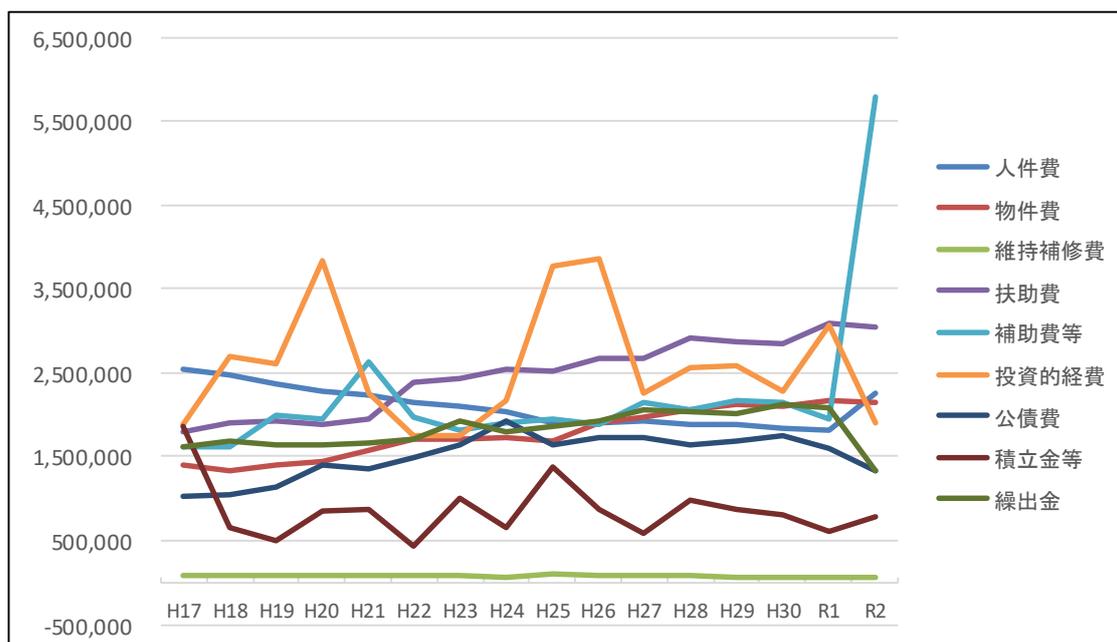
総額で比較すると、図表1-4のとおり16年間で34.7%の増額となっています。これは平成24年度に発生した九州北部豪雨災害の復旧工事に伴い、翌年度から投資的経費が急増したことや、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策関連の補助費が増加したことなどが影響しています。

図表1-4 歳出決算額の推移（普通会計）



性質別に分析すると、伸び率が最も高いのは補助費等の258.4%です。主な要因は新型コロナウイルス感染症対策に関連するものです。次に高いのは扶助費の69.5%増ですが、社会保障制度の充実に伴い年々増加傾向にあります。

図表1-4（その2） 歳出決算額の性質別推移（普通会計）

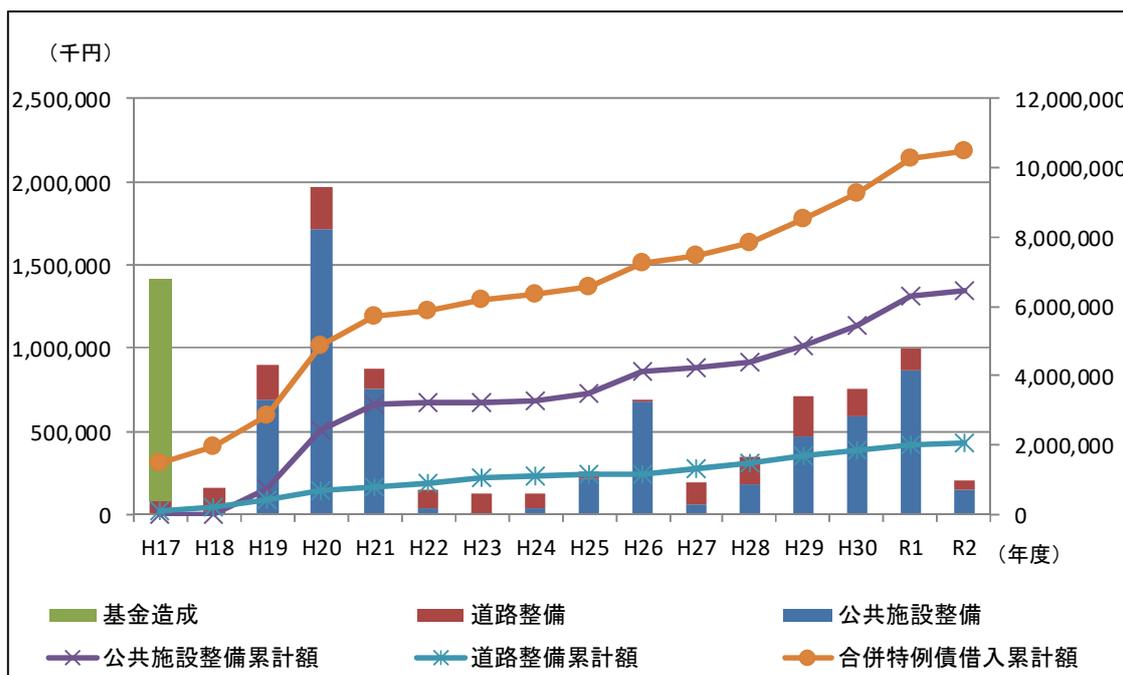


これまで高い伸びを示していた公債費については、平成19～21年度に施設整備（図書館、総合体育館等）のために借り入れた合併特例債の償還を終えたことなどにより減少傾向にあります。

そのほか、減額率が高いのは繰出金の△18.1%ですが、これは下水道事業等が令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、会計方法が変更されたことなども影響しています。



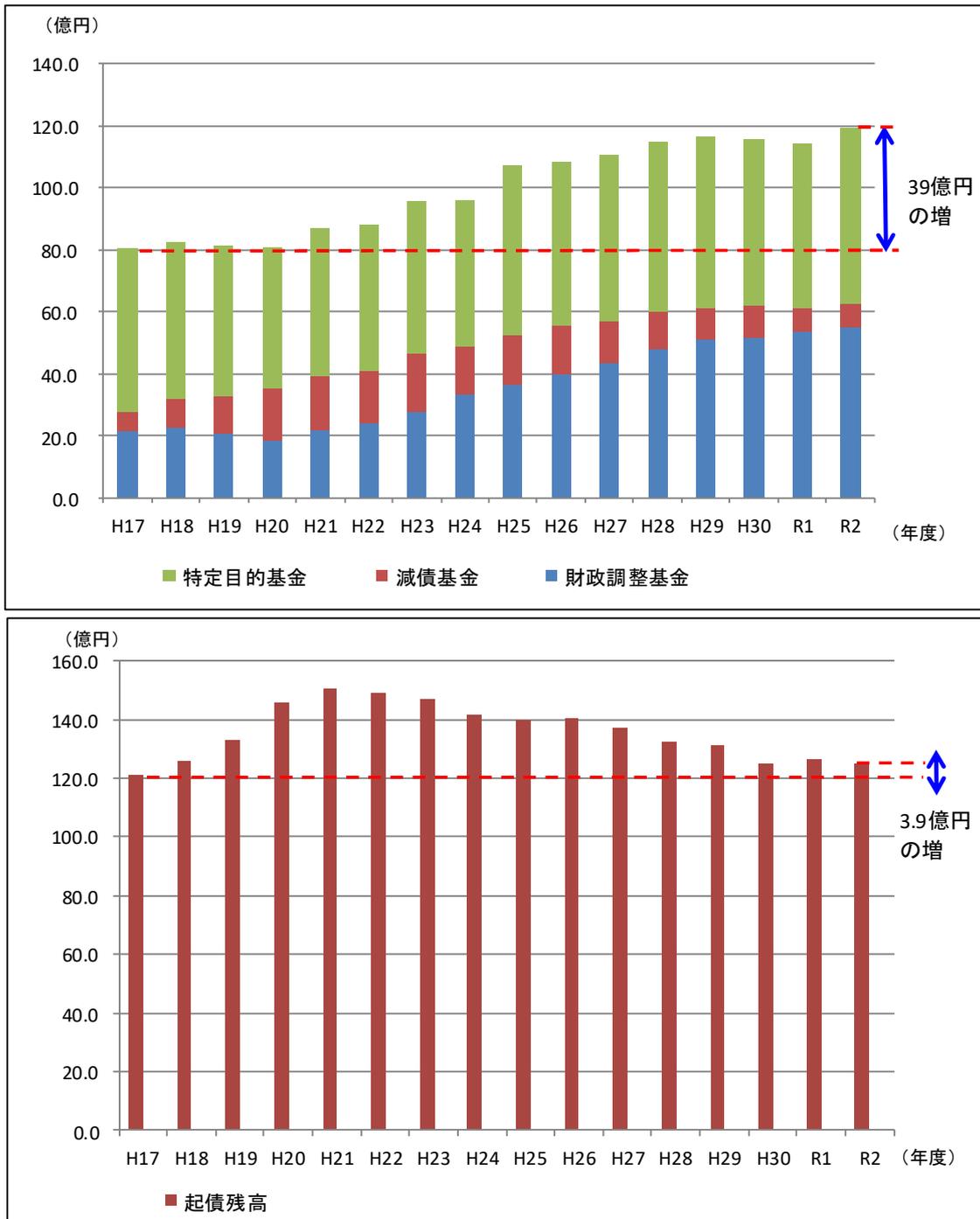
図表1-5 公共施設等整備に充当した合併特例債借入額の推移（普通会計）



なお、減額率が最も大きいのは積立金等で△58.4%となっています。これは図表1-5に示すとおり、平成17年度に合併特例債による基金造成（13.4億円）を実施したことが大きな要因です。

これまでの基金残高（市の貯金）と起債残高（市の借金）の推移を見ると、図表1-6のとおり基金残高が39億円増えたのに対し、起債残高はその10分の1程度の増加にとどまっています。

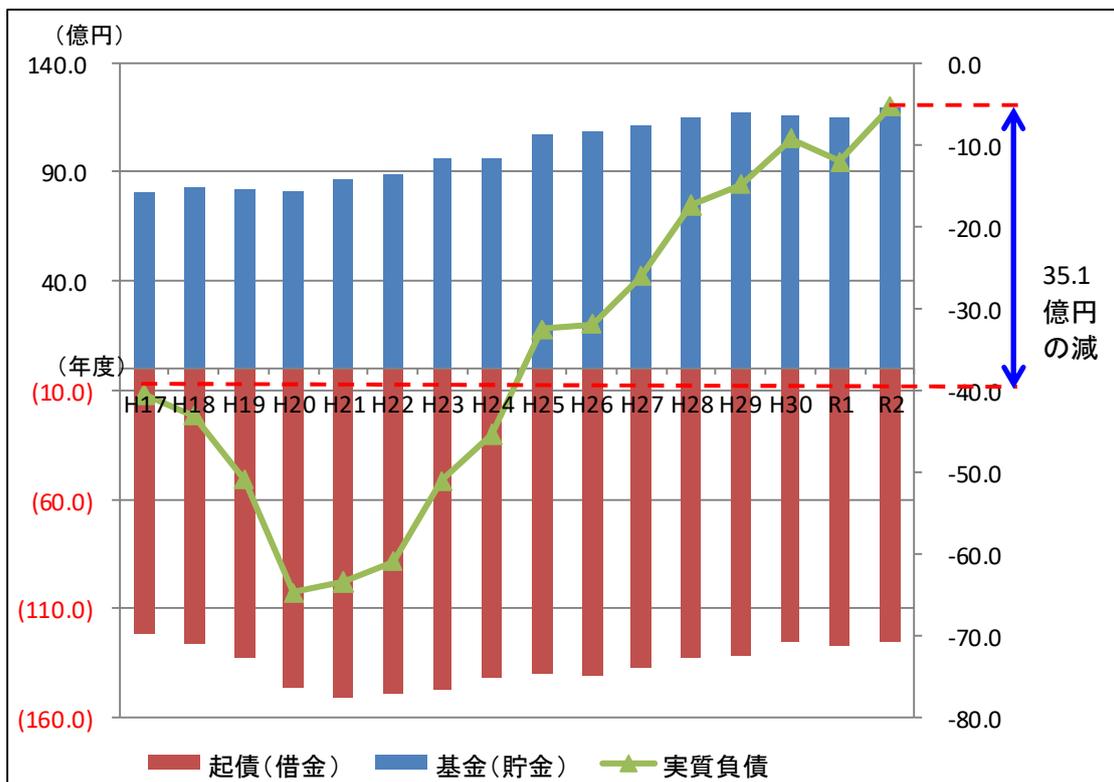
図表1-6 基金残高及び起債残高の推移（普通会計）



基金残高から起債残高を差し引いた、実質的な負債残高の推移を表したのが、図表1-7です。

この中で折れ線グラフでも分かるように、実質負債残高は平成17年度の△40億5千万円から、令和2年度には△5億4千万円と、16年間で35億1千万円の減となっています。

図表1-7 実質負債残高の推移（普通会計）



(単位: 億円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
基金(貯金)	80.6	82.6	81.7	81.2	87.0	88.2	95.7	96.2	107.1	108.4	110.9	115.1	116.5	115.7	114.5	119.6
起債(借金)	-121.1	-125.7	-132.6	-145.9	-150.4	-149.1	-146.8	-141.6	-139.7	-140.3	-137.0	-132.5	-131.4	-125.0	-126.6	-125.0
実質負債	-40.5	-43.1	-50.9	-64.7	-63.4	-60.9	-51.1	-45.4	-32.6	-31.9	-26.1	-17.4	-14.9	-9.3	-12.1	-5.4

### 3. 投資的経費の推移

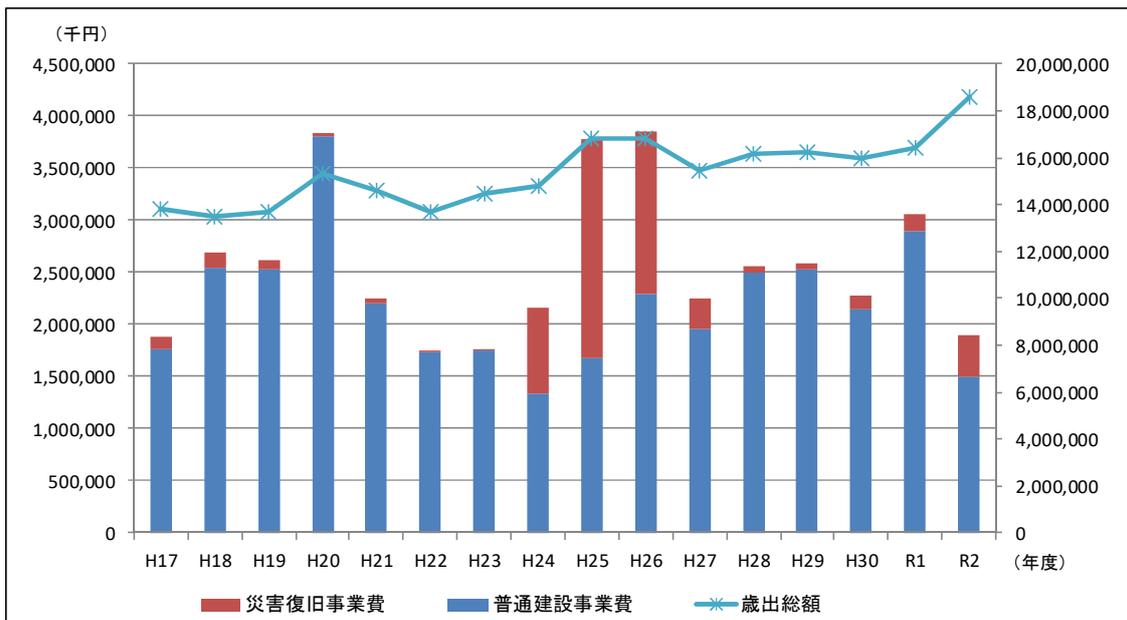
公共施設等の建て替えや大規模な修繕などに使用した投資的経費の推移を表したのが図表1-8です。

これによると、平成24年度に発生した九州北部豪雨災害の影響により、それ以降の災害復旧事業費が伸びたことなどから、16年間で年平均25億7千万円近くを支出しています。

歳出総額に対する投資的経費の割合は、年度によって増減はあるものの、同期間の平均で約16.7%になっていますが、その中でも普通建設事業費の占める割合が高く、年平均で約22億円を支出しています。

なお、平成20年度の普通建設事業費が突出しているのは、総合体育館建設工事等の大型事業を実施したことによるものです。

図表 1-8 投資的経費の推移（普通会計）



(単位:千円)

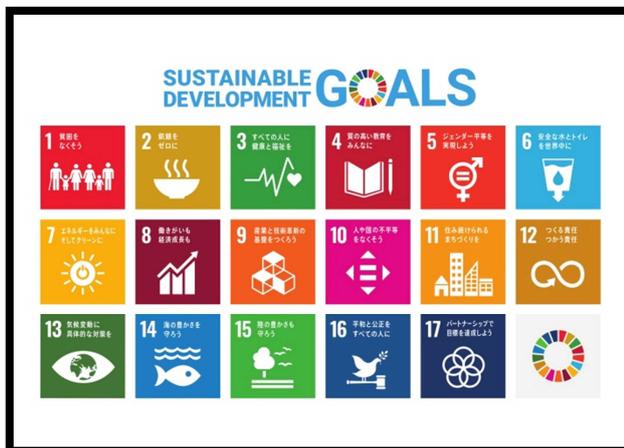
区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
普通建設事業費	1,761,234	2,549,960	2,527,955	3,807,289	2,209,155	1,734,715	1,742,454	1,338,665	1,675,643	2,292,224	1,951,194	2,497,756	2,526,163	2,140,760	2,892,848	1,494,515
災害復旧事業費	126,005	134,168	83,463	29,122	35,664	5,923	5,148	822,710	2,101,388	1,555,566	300,898	66,262	55,992	133,035	168,428	405,939
小計	1,887,239	2,684,128	2,611,418	3,836,411	2,244,819	1,740,638	1,747,602	2,161,375	3,777,031	3,847,790	2,252,092	2,564,018	2,582,155	2,273,795	3,061,276	1,900,454
小計/歳出総額	13.7%	19.9%	19.1%	25.0%	15.4%	12.7%	12.1%	14.6%	22.5%	22.8%	14.6%	15.8%	15.9%	14.3%	18.6%	10.2%
歳出総額	13,822,315	13,467,022	13,681,425	15,354,837	14,592,166	13,662,520	14,458,667	14,795,641	16,820,030	16,841,570	15,429,844	16,183,768	16,227,491	15,951,678	16,425,475	18,613,203

図表 1-3 ~ 1-8 出典：地方財政状況調査（総務省）

#### 4. 持続可能な社会の実現に向けて

新市発足からこれまでの間、本市の財政状況は決して潤沢とは言えない中で、貯金から借金を差し引いた実質的な負債額を増やすことなく、比較的健全な財政運営が行えたのは、合併特例法による様々な財政支援措置があったことも大きな要因ですが、このような優遇措置も段階的に縮減される状況において、実質的な負債は最盛期の1割近くまで減少したものの、社会保障制度の充実等に伴う関連支出は年々増加しています。

今後も持続可能な社会保障制度の構築に向けて、行政サービスのあり方を「足元の安心」から「将来の安心」へと見直すなど、痛みを伴う改革にも真正面から取り組むことで、将来世代が「人生100年時代」を明るく展望できる社会の実現を見据えながら、本計画を推進する必要があります。



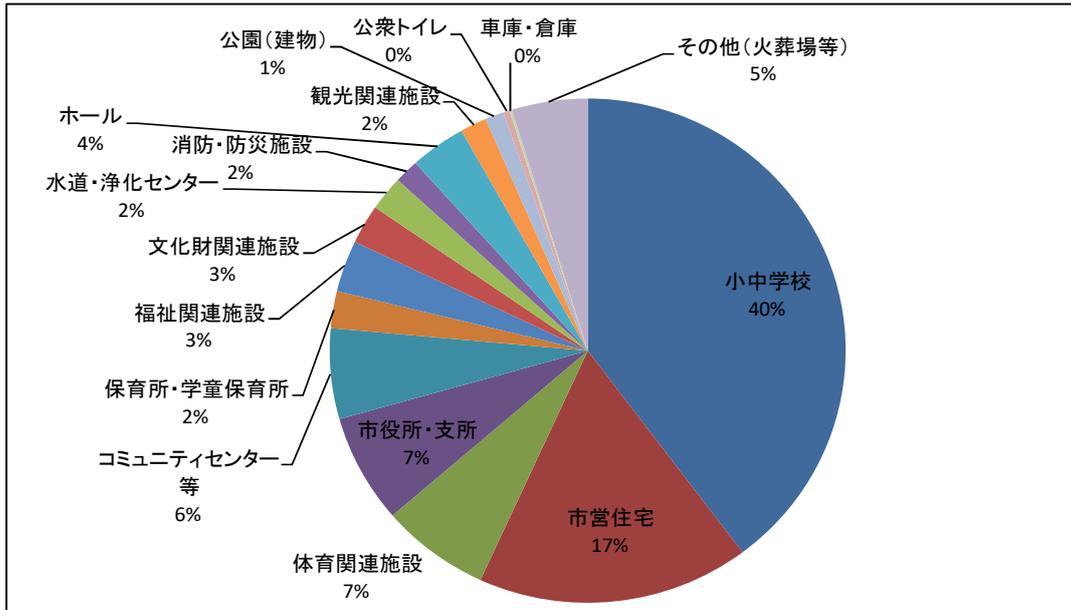
**第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し**

**第1節 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況**

**1. 建物系施設**

市が保有する公共施設等のうち、建物の状況は図表2-1のとおりですが、延床面積の割合をみると57%を学校と市営住宅が占めています。

図表2-1 財産分類別・建物延床面積の内訳（令和元年度末）



分類	建物の名称	施設数	棟数	延床面積			当初取得価格(千円)
				木造	非木造	計	
1	小 中 学 校	10	118	1,028	57,326	58,355	38,037,968
2	市 営 住 宅	16	123	6,759	18,328	25,087	21,309,087
3	体 育 関 連 施 設	9	22	573	9,466	10,039	4,744,723
4	市 役 所 ・ 支 所	4	12	6	10,202	10,208	3,308,710
5	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 等	14	20	1,356	7,179	8,535	1,741,899
6	保 育 所 ・ 学 童 保 育 所	8	9	208	3,266	3,473	264,986
7	福 祉 関 連 施 設	5	9	0	4,856	4,856	714,739
8	文 化 財 関 連 施 設	10	15	1,290	2,392	3,682	120,698
9	水 道 ・ 浄 化 セ ン タ ー	6	15	3	3,255	3,259	489,250
10	消 防 ・ 防 災 施 設	28	28	339	1,910	2,249	124,275
11	ホ ー ル	2	3	0	5,149	5,149	498,000
12	観 光 関 連 施 設	3	12	2,261	162	2,423	11,147,057
13	公 園 ( 建 物 )	11	29	1,462	261	1,723	65,914
14	公 衆 ト イ レ	15	15	218	370	588	164,056
15	車 庫 ・ 倉 庫	5	6	80	174	254	5,026
16	そ の 他 ( 火 葬 場 等 )	9	14	679	6,278	6,957	2,523,285
	普通財産(学校等廃止施設)	14	62	1,372	11,842	13,214	374,396
	合 計	169	512	17,635	142,416	160,051	85,634,069

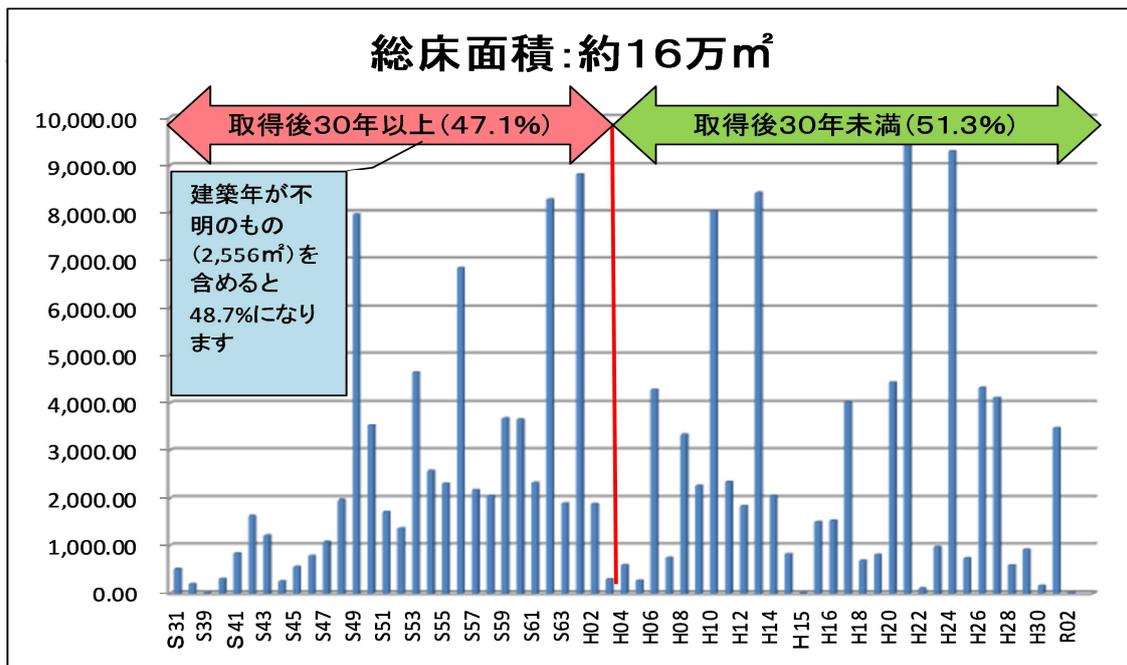
※ 建物の建築年、構造、用途が異なるものは別棟としてカウントしています。  
延床面積は端数処理の関係で内訳を合計した数値と一致しない場合があります。

出典：うきは市公有財産台帳

いずれの施設についても、その多くが老朽化しており、今後20年以降には改修などの大量更新の時期を迎えるほか、旧2町の合併により同種施設の重複や地理的条件等による施設利用に係る利便性の偏りなどが見られます。

公共施設等のうち築30年以上の建築物は230棟で、その面積の割合は46.9%となっています。また、平成23年3月に策定された「うきは市耐震改修促進計画」によると、市有建築物のうち1981年（昭和56年）以前に建設された耐震基準を満たしていない施設の割合が60.0%（159棟）となっている状況です。

図表2-2 建築年別延床面積の状況（令和元年度末）



出典：うきは市公有財産台帳（建築年が不明のものを除く）

## 2. インフラ資産

道路や下水道など、インフラ資産の保有状況は図表2-3のとおりです。

上水道については未整備であるため、この表に掲載していませんが、一部の地域において簡易水道（給水人口：640人）を整備済みです。

図表2-3 インフラ資産等の保有状況（令和元年度）

道 路	実延長	708,526 m	公 園 <sup>注2</sup>	施設数	12 施設
	面 積	3,769 km <sup>2</sup>		面 積	24.2 ha
橋りょう	個 数	615 基	市営河川	本 数	45 本
	延 長	4,391 m		延 長	54.5 km
下水道等 <sup>注1</sup>	普及率	96.9 % （供用開始済み人口÷計画区域人口）			
	水洗化率	83.2 % （接続済み人口÷供用開始済み人口）			
	浄化槽普及率	62.7 % （整備人口÷浄化槽整備区域人口）			

<sup>注1</sup>農業集落排水及び特定地域排水（合併処理浄化槽整備区域）を含む

<sup>注2</sup>都市公園以外

### 3. 過去に行った対策の実績等

公共施設等総合管理計画策定後に実施した各種施策等により、建物系施設における延べ床面積（普通財産を除く）の合計は、2014年度（平成26年度）末の158,543㎡から2019年度（令和元年度）末には146,837㎡（-7.4%）まで減少し、計画当初に掲げた「20年以内に施設総面積を15%減」という具体的な縮減目標についても、この5年間で50%近くに達しました。

施設保有量の推移は、以下のとおりです。

単位:(㎡)

施設類型	2014年度末時点	2019年度末時点	増減	増減率	増減の主な要因
小中学校	62,395	58,355	-4,041	-6.5%	小学校(2校)統廃合
市営住宅	23,427	25,087	1,660	7.1%	新治団地の建替え 高見団地一部解体
体育関連施設	10,039	10,039	0	0.0%	
市役所・支所	9,885	10,208	323	3.3%	うきは市民センター別館増設
コミュニティセンター等	8,512	8,535	23	0.3%	
保育所・学童保育所	6,006	3,473	-2,533	-42.2%	若葉保育園の民営化 朝田保育所等の売却
福祉関連施設	6,786	4,856	-1,930	-28.4%	老人福祉施設の廃止(売却等) デイサービスセンター民営化
文化財関連施設	3,514	3,682	169	4.8%	注連原住宅の新設
水道・浄化センター	3,297	3,259	-38	-1.2%	
消防・防災施設	2,215	2,249	34	1.5%	
ホール	5,149	5,149	0	0.0%	
観光関連施設	2,272	2,423	151	6.6%	道の駅贈答品販売棟増築
公園(建物)	1,488	1,723	235	15.8%	調音の滝公園・そうめん流し場の新築
公衆トイレ	591	588	-3	-0.5%	
車庫・倉庫	208	254	46	22.2%	新川地区倉庫の新築
その他 (火葬場、と畜場、自動車学校等)	12,758	6,957	-5,802	-45.5%	と畜場廃止(解体) 旧浮羽東高校普通財産移行
合計	158,543	146,837	-11,706	-7.4%	

※総務省 公共施設状況調(平成26年度・令和元年度版より)

令和2年度以降の増減施設(小塩小学校等)は反映されていません

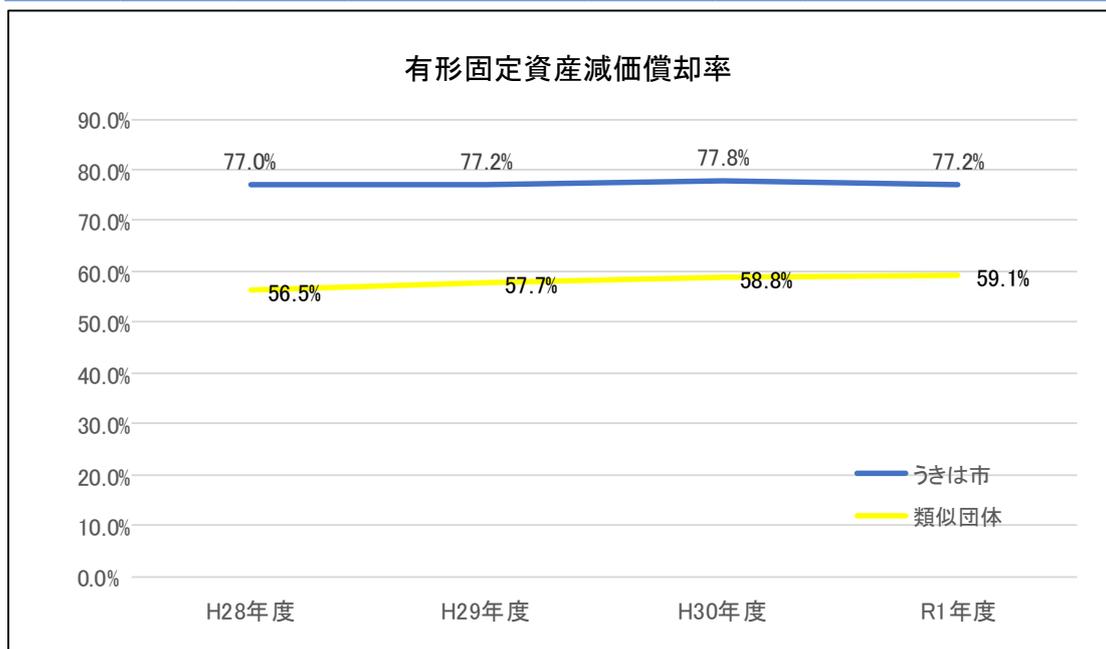
#### 4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)とは、統一的な基準による財務書類において、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、以下の算定式により算出されます。

なお、減価償却とは、建物や機械装置など経年劣化等により価値が下がる資産について、その減少を反映させる会計処理です。

**算定式**

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計}-\text{土地等の非償却資産}+\text{減価償却累計額}}$$



**有形固定資産減価償却率**

	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産減価償却率	
			うきは市	類似団体平均
R1年度	67,722,544	87,688,782	77.2%	59.1%
H30年度	67,289,341	86,443,295	77.8%	58.8%
H29年度	66,243,330	85,826,109	77.2%	57.7%
H28年度	65,277,852	84,739,599	77.0%	56.5%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したのかを把握することが可能となります。さらに、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となり、公共施設マネジメントにおける老朽化対策の検討の情報として活用することも可能となります。

<参考>

事業用資産における減価償却累計額

	減価償却累計額 (千円)	事業用資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
R1年度	22,277,482	35,279,121	63.1%
H30年度	22,150,444	34,487,835	64.2%
H29年度	21,393,059	34,246,249	62.5%
H28年度	20,696,346	33,764,546	61.3%

インフラ資産における減価償却累計額

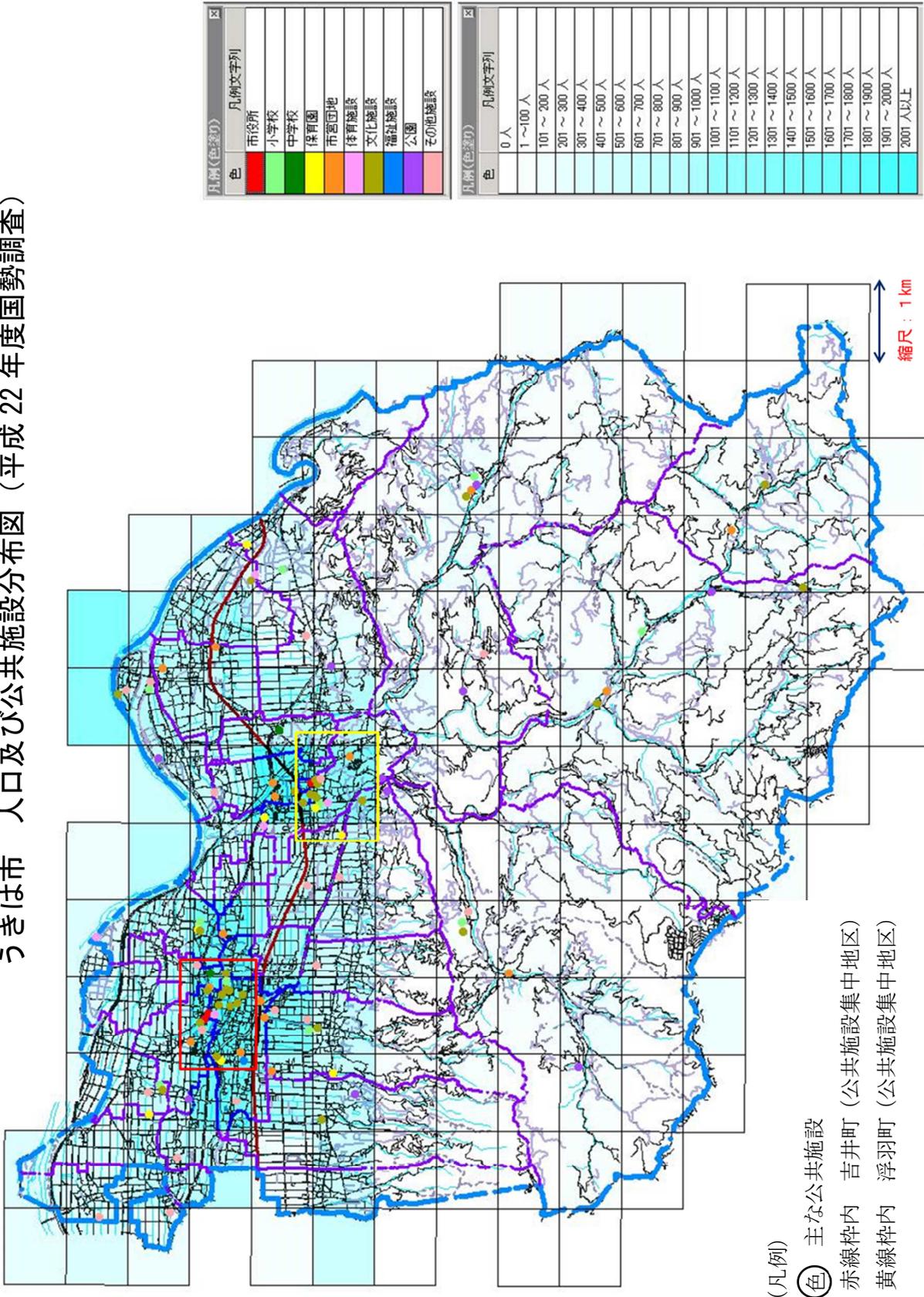
	減価償却累計額 (千円)	インフラ資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
R1年度	44,753,642	51,494,175	86.9%
H30年度	44,505,506	51,081,884	87.1%
H29年度	44,262,093	50,800,069	87.1%
H28年度	44,032,171	50,246,930	87.6%

物品における減価償却累計額

	減価償却累計額 (千円)	物品取得価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
R1年度	691,420	915,486	75.5%
H30年度	633,391	873,575	72.5%
H29年度	588,177	779,791	75.4%
H28年度	549,335	728,123	75.4%

出典:令和元年度うきは市財務書類(統一的な基準)

うきは市 人口及び公共施設分布図（平成22年度国勢調査）

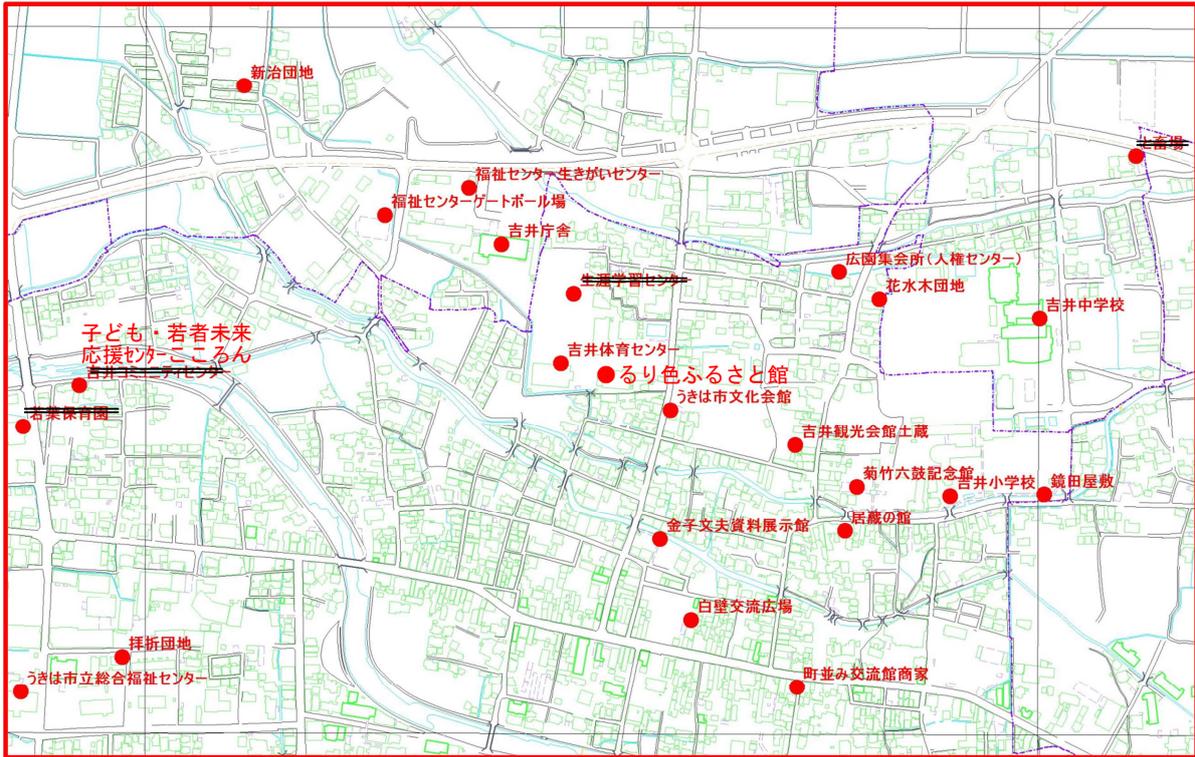


(凡例)  
 (色) 主な公共施設  
 赤線枠内 吉井町（公共施設集中地区）  
 黄線枠内 浮羽町（公共施設集中地区）

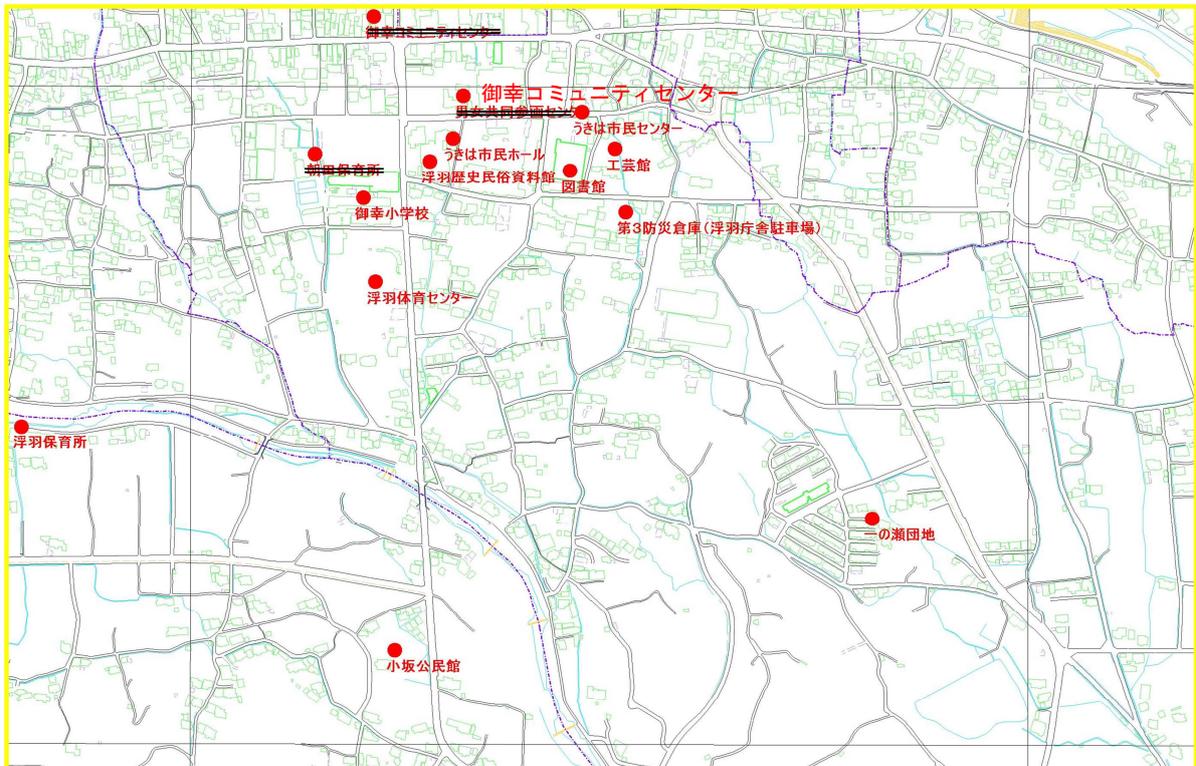
出典：政府統計の総合窓口（令和2年度国勢調査は反映されていません。）

吉井町（公共施設集中地区拡大略図）

縮尺（メッシュ枠の横一辺＝1km）



浮羽町（公共施設集中地区拡大略図）



(凡例)

二重消し線の施設 → 移転・売却・用途変更等で廃止された施設

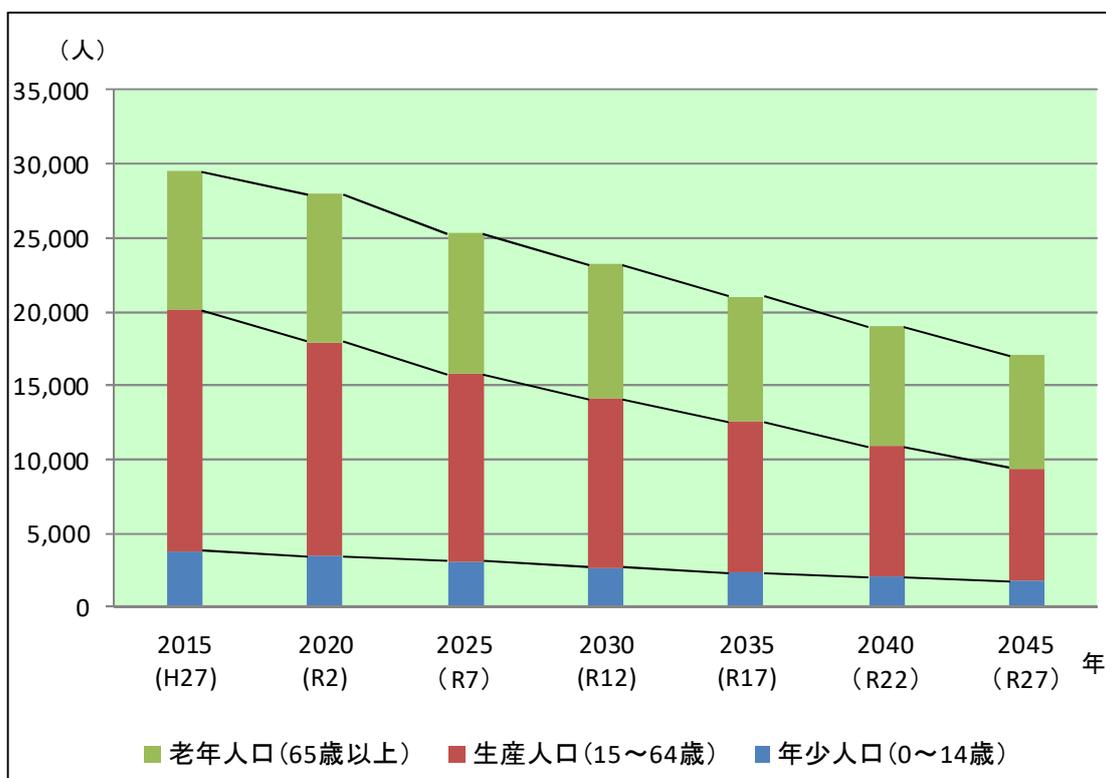
第2節 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年間）

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、本市の人口は2015年の29,509人から30年後の2045年には17,000人強となり、特に65歳未満の人口が著しく減少することが予測されています。

老年人口を見ると、2015年の9,414人（31.9%）から、2020年に10,071人（36.0%）まで増加し、その後は減少しますが総人口に占める割合では2045年に44.9%に達する見込みです。

また、年少人口は3,823人（13%）から2045年に1,798人（10.6%）まで減少することが予測されています。

図表2-4 将来人口予測



区分	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
年少人口(0~14歳)	3,823	3,475	3,085	2,686	2,327	2,041	1,798
生産人口(15~64歳)	16,272	14,435	12,662	11,422	10,230	8,838	7,579
老年人口(65歳以上)	9,414	10,071	9,533	9,051	8,493	8,100	7,626
合計	29,509	27,981	25,280	23,159	21,050	18,979	17,003

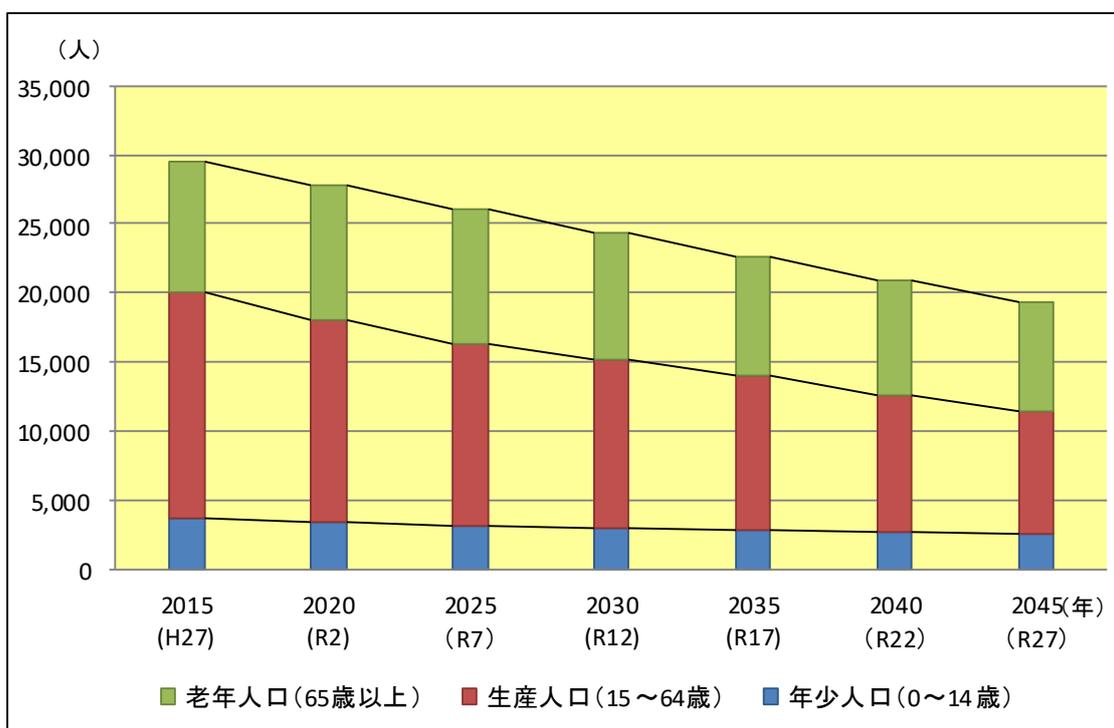
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、「国勢調査」

※ 2020年度までは「国勢調査」に基づく実績値ですが、年齢区分の内訳数値は年齢不詳をあん分等によって補完したものを参考表として提供されたものです。

一方、令和2年12月に策定した「第2期うきは市ルネッサンス戦略」（以下「総合戦略」という。）における人口ビジョンでは、社人研による推計（図表2-4）に国の長期ビジョンを勘案しつつ、適切に人口減少対策を進めることを前提に将来的な人口規模を展望しています。

それによると、2045年の予測人口は社人研の推計に比べて2,289人（13.5%）ほど多く算定されています。このことから、子育て環境整備などの定住化促進施策を充実させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能な地域社会を実現することが喫緊の課題ではないかと考えられます。

図表2-5 うきは市における将来人口推計（独自推計）



区分	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
年少人口(0~14歳)	3,823	3,533	3,233	3,070	2,914	2,776	2,555
生産人口(15~64歳)	16,272	14,464	13,152	12,103	11,088	9,885	8,915
老年人口(65歳以上)	9,414	9,768	9,621	9,176	8,645	8,274	7,822
合計	29,509	27,766	26,007	24,349	22,647	20,935	19,292

※ 端数処理の影響により、年齢3区分ごとの人口総数と合計は一致しない場合があります。

推計の前提

項目	摘要
自然増減	合計特殊出生率が2020年に1.75、2025年に1.80、2030年に2.07まで段階的に上昇し、その後は2.07で推移すると仮定した。
社会増減	男女とも全年齢において、社人研推計における移動率(70%)と同じく推移すると仮定した。

出典：第2期うきは市ルネッサンス戦略（令和2年12月9日）

第3節 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み  
やこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

1. 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用

平成24年3月に総務省が実施した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」によると、公共施設等に係る将来の更新費用についての平均値は図表2-6のとおりとなっています。

図表2-6 全国平均値及び人口区分別平均値

区分		全国平均	政令指定都市	250千人以上	100~250千人未満	50~100千人未満	30~50千人未満	10~30千人未満	10千人未満
人口1人当たりの将来の1年当たりの更新費用の見込み額 (単位:千円/人)	1 公共施設	<b>32.91</b>	34.88	21.06	30.96	35.31	45.88	<b>49.42</b>	109.44
	2 道路	<b>9.98</b>	6.74	5.60	11.79	19.44	23.62	<b>31.62</b>	74.49
	3 橋りょう	<b>1.93</b>	1.43	1.23	1.71	2.92	5.70	<b>7.30</b>	13.57
	4 上水道	<b>10.74</b>	7.51	10.96	13.06	17.51	22.42	19.66	44.33
	5 下水道	<b>9.91</b>	11.69	6.80	8.18	9.27	8.75	8.02	13.95
	6 総合計	<b>63.95</b>	62.26	40.44	63.32	82.16	105.40	112.68	238.11
現在の既存更新額に対する将来の更新費用の割合 (単位:%)	7 公共施設	<b>243.60</b>	201.10	256.00	308.30	222.30	355.90	240.90	295.60
	8 道路	<b>194.50</b>	73.80	293.60	236.70	417.20	332.30	471.60	860.00
	9 橋りょう	<b>507.30</b>	258.90	1421.50	454.40	576.10	1936.10	1471.60	664.50
	10 上水道	<b>363.40</b>	234.90	438.20	419.20	462.90	383.80	488.60	883.80
	11 下水道	<b>283.10</b>	215.10	316.80	1129.00	452.80	486.40	1969.40	986.00
	12 総合計	<b>262.60</b>	176.00	303.40	348.40	323.10	397.40	366.60	487.10
現在の投資額に対する将来の更新費用の割合 (単位:%)	13 公共施設	<b>107.30</b>	90.10	85.40	166.70	101.70	146.10	124.20	119.00
	14 道路	<b>94.50</b>	36.40	95.70	121.90	228.30	196.50	223.50	278.10
	15 橋りょう	<b>286.40</b>	168.20	229.60	278.40	351.40	750.50	732.60	469.20
	16 上水道	<b>230.00</b>	154.20	294.10	251.60	278.50	220.70	429.90	592.00
	17 下水道	<b>83.90</b>	93.40	57.90	111.20	93.70	60.60	43.90	132.20
	18 総合計	<b>113.10</b>	82.70	99.40	160.10	139.20	154.40	150.70	180.60
人口1人当たりの延床面積等 22、24 (単位:m/人) それ以外 (単位:m <sup>2</sup> /人)	19 公共施設	<b>3.22</b>	3.44	1.92	2.89	3.56	4.83	5.24	10.61
	20 道路	<b>31.99</b>	21.56	17.98	37.83	62.42	75.61	101.51	242.06
	21 橋りょう	<b>0.26</b>	0.18	0.16	0.22	0.39	1.12	0.68	1.78
	22 上水道管	<b>4.09</b>	2.58	4.20	5.23	7.05	8.94	10.79	17.70
	23 上水道施設	<b>0.03</b>	0.03	0.01	0.03	0.05	0.10	0.15	0.08
	24 下水道管	<b>3.60</b>	3.61	2.68	3.37	4.06	5.37	6.33	6.33
	25 下水道施設	<b>0.12</b>	0.11	0.13	0.07	0.14	0.21	0.12	0.31
26 公共用地	<b>15.29</b>	11.15	6.35	14.48	29.24	25.29	59.25	369.59	
老朽化及び耐震改修の状況 (単位:%)	27 公共施設*1	<b>43.10</b>	46.40	50.60	42.20	32.60	32.40	35.90	34.60
	28 耐震改修済(不要を含む。)の公共施設の割合(延床面積)	<b>79.60</b>	82.30	70.80	75.60	82.90	81.40	78.30	82.40
	29 橋りょう*3	<b>13.20</b>	10.40	6.40	25.40	24.10	7.60	18.60	12.10
	30 上水道管*4	<b>33.70</b>	30.00	30.40	35.70	46.50	30.50	27.80	43.90
	31 上水道施設*1	<b>45.30</b>	53.30	47.10	27.40	36.00	34.10	71.50	24.20
	32 下水道管*5	<b>9.70</b>	11.20	6.80	5.40	12.70	12.40	0.80	0.00
	33 下水道施設*1	<b>7.70</b>	10.90	5.10	7.10	1.20	2.90	3.30	0.00
財政の状況 35~37 (単位:千円/人) 38~39 (単位:%)	34 財政力指数	<b>0.87</b>	0.95	0.85	0.91	0.72	0.54	0.47	0.37
	35 普通建設事業費*6	<b>53.81</b>	55.67	40.57	47.99	55.53	72.76	83.25	261.64
	36 維持補修費*6	<b>5.74</b>	7.57	3.21	3.83	4.53	4.51	5.71	6.23
	37 普通建設事業費及び維持補修費*6	<b>59.56</b>	63.25	43.78	51.83	60.06	77.28	88.97	267.87
	38 普通建設事業費及び維持補修費*7	<b>14.60</b>	14.00	14.00	15.00	15.00	16.00	18.00	28.00
	39 将来負担比率	<b>128.00</b>	187.80	24.70	61.70	101.00	133.40	88.80	-

\*1 築30年以上経過した公共施設の割合(延床面積)  
 \*2 耐震改修済(不要を含む。)の公共施設の割合(延床面積)  
 \*3 築50年以上経過した橋りょうの割合(面積)  
 \*4 整備後30年以上経過した上水道管の割合(延長)  
 \*5 整備後40年以上経過した下水道管の割合(延長)  
 \*6 人口1人当たりの決算額  
 \*7 歳出総額に占める普通建設事業費と維持補修費の割合

出典：総務省自治財政局財務調査課

(1) 調査対象及び対象の資産

この調査は、市区町村に調査協力を依頼し、回答があった111団体の取りまとめを行ったもので、調査協力市区町村の人口（1,802万人）の全国総人口に占める割合は14.2%になります。

調査の対象は、平成21年度までに建設・整備された公共施設（建築物）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上下水道）です。

(2) 将来の更新費用の試算方法

更新費用の試算にあたっては、財団法人自治総合センターが平成23年3月に公表した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（公共施設及びインフラ資産の更新を簡便に推計する方法に関する調査研究）」の考え方をもとに、これと同時に公表された試算ソフトを本調査の考え方に沿って改良したものを用いています。

この試算の考え方は、市区町村が現在保有する公共施設等を建設・整備した年度からそれぞれ設定された耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新（建て替え・架け替え等）すると仮定して、試算の翌年度以降40年度分の更新費用をそれぞれ試算するものです。

具体的には、図表2-7のとおり公共施設の延床面積、上下水道管の延長等の数量に更新単価を乗ずることにより将来の更新費用を求めています。

図表2-7 更新費用試算の考え方

区分	更新の考え方	数量	資料
公共施設	60年で建て替え（30年で大規模改修）	延床面積(m <sup>2</sup> )	公有財産台帳
道路	15年で舗装部分の打ち替え	面積(m <sup>2</sup> )	道路施設現況調査
橋りょう	60年で架け替え	面積(m <sup>2</sup> )	道路施設現況調査
上水道管	40年で更新	延長(m)	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長(m)	下水道事業に関する調査

（更新単価）

区分	更新内容	単価
公共施設等の建築物	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/m <sup>2</sup>
	スポーツ、レクリエーション系等施設	36万円/m <sup>2</sup>
	学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m <sup>2</sup>
	公営住宅	28万円/m <sup>2</sup>
	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/m <sup>2</sup>
	スポーツ、レクリエーション系等施設	20万円/m <sup>2</sup>
	学校教育系、子育て支援施設等	17万円/m <sup>2</sup>
	公営住宅	17万円/m <sup>2</sup>
一般道路	舗装打ち替え	4,700円/m <sup>2</sup>
橋りょう(総量の場合)	架け替え	448千/m <sup>2</sup>
下水道	管径250mmを超える(総量把握単価)	124千/m <sup>2</sup>
	管径250mm以下	61千/m <sup>2</sup>

出典：総務省（公共施設等将来の更新費用の比較分析に関する調査結果）

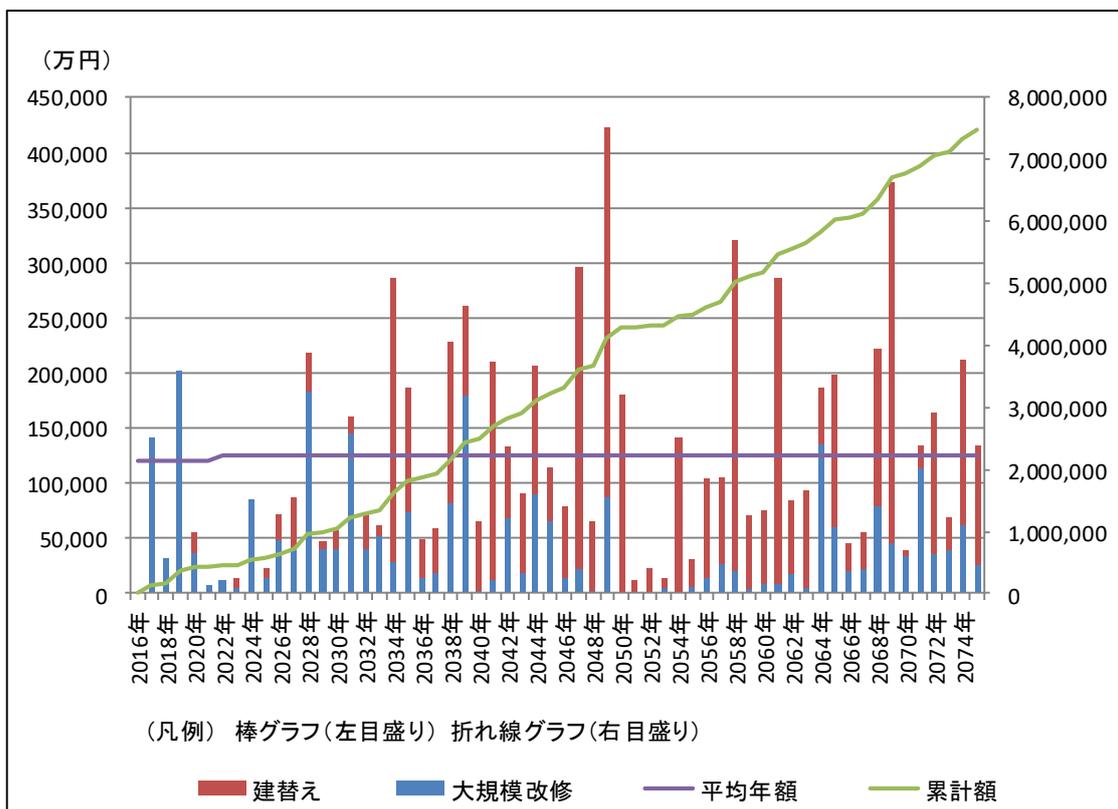
(3) 本市の公共施設等に係る将来更新費用見込み

図表2-4「将来人口予測」(19ページ)及び図表2-6「全国平均値及び人口区分別平均値」(21ページ)における、1万人～3万人未満の「人口1人当たりの将来の1年当たりの更新費用の見込み額(太線枠内)」を用いて本市の公共施設等(普通会計分)に係る将来の更新費用見込みを推計すると、2025年度における公共施設及び道路、橋りょうの更新費用見込額は

「25,280人 × 88,340円 ≙ **22億3,324万円**」になります。

この金額は、2020年度の普通建設事業費(14億9,452万円)の約1.49倍にあたりますが、実際に本市の公共施設(建築物)、道路及び橋りょう等の数量に置き換えて、図表2-7の考え方により将来の更新費用を試算すると、建築物については図表2-8のとおりになります。

図表2-8 公共施設(建築物)の年別更新等費用の推計額



出典：うきは市公有財産台帳(建築年が不明のものを除く)

図表からも推測できるとおり、昭和60年代に建設された学校等の施設が60年目を迎える2045年以降に建て替えが集中します。期間中で投資総額748億円、年額平均12億5千万円の費用が必要となりますが、この金額は過去16年間の公共建築物の平均投資年額8億3千万円(図表2-9参照)を大きく上回ります。

図表2-9 公共施設（建築物）更新等に要した経費

年度	決算額(千円)	主な工事等	備考
H17	657,396	保育所改修工事(9カ所)、調音の滝公園便所整備工事、各小中学校営繕工事	
H18	770,513	総合交流ターミナル改修工事、第5分団詰所新築工事、各小中学校営繕工事、千年小給食室改築工事	
H19	1,042,037	総合福祉センター整備工事、拝折団地建設工事、吉井中給食室建設工事	
H20	1,738,467	図書館(浮羽庁舎)改修工事、総合体育館建設工事、浮羽中給食室新築工事	
H21	907,575	総合体育館建設工事	
H22	456,170	上御所団地建設工事費(第1期)、文化会館舞台改修工事	
H23	682,140	上御所団地(第2期)建設・解体工事、吉井中屋内運動場建設工事	
H24	489,658	吉井中屋内運動場建設工事	
H25	906,058	新治団地建替建設工事、地区公民館営繕工事	
H26	1,544,660	火葬場建設工事、新治団地建替建設工事、耐震補強工事費(御幸小・姫治小)	
H27	765,042	新治団地建替建設工事、耐震補強工事費(浮羽中)	
H28	432,825	新治団地建替建設工事、総合福祉センター外壁改修工事、福富コミュニティセンター建替建設工事	
H29	310,535	吉井庁舎営繕工事、各小中学校営繕工事、総合体育館遮熱材塗装工事	
H30	650,367	福益団地改修工事、各小中学校営繕工事、生涯学習センター改築工事	
R01	1,097,737	生涯学習センター建替建設工事、各小中学校営繕工事、高見団地建替建設工事	
平均	830,079		

(注) 公共施設のうち建物等の整備に要した経費(工事請負費)を普通会計決算の投資的経費等から抽出しています。  
 地方財政状況調査における普通建設事業費に分類されるものを対象とし、維持補修費に分類されるものは含みません。

これまで試算した建築物の更新等費用に道路や橋りょうなどのインフラ資産の更新等費用を合算すると、図表2-10のとおり年間費用合計が25億8,800万円となります。この金額と2025年度における公共施設及び道路、橋りょうの更新費用見込額22億3,324万円(23ページ)を比較すると、14%近くの誤差がありますが、この5年間の人口減少(-13.1%)など勘案すれば、これらの試算結果は一定の合理性があるものと考えられます。

図表2-10 公共施設及びインフラ資産の更新等費用推計

区分	総面積 a (㎡)	更新単価 b (円)	更新費用総額 c	耐用年数 d	年間費用 e c / d
公共施設	160,051	施設毎単価	74,776,239,500	・大規模改修(30年) ・建て替え(60年)	1,246,270,658
道路	3,769,378	4,700	17,716,074,626	15	1,181,071,642
橋りょう	21,522	448,000	9,641,708,160	60	160,695,136
合計			102,134,022,286		2,588,037,436

(注)  
 ・公共施設のうち建築年が不明又は普通財産建築物については試算から除外しています。  
 ・更新単価 = 図表2-7を適用しています。  
 ・道路の年間費用e = 総面積a × 更新単価b ÷ 15年  
 ・橋りょう総面積 = 橋長(m) × 道路部幅員(m)  
 ・総面積a = 令和元年度末の数値

(4) 更新費用推計の考え方

図表2-10の推計において、河川は適切に維持管理すれば永久に使えるとされ、耐用年数が無限大とされているため更新の概念がないこと、農林道等についても行政投資額の全体に占める割合が低いことなどから除外しています。なお、下水道施設については、令和2年度から地方公営企業法が適用されているため、本章及び第3章では対象外としていますが、基本的な考え方等に関しては、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」のとおりです。

## 2. 市の財政指標

毎年度の経常的な収入のうち、公共施設等の維持管理や修繕・更新等に充当可能な財源には限りがあります。その参考となるのが以下の指標です。

### (1) 経常収支比率

経常的な収入のうち、人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される経費の割合で、一般的に90%を超えると注意信号といわれ、100%に近いほど財政の弾力性はなくなります。

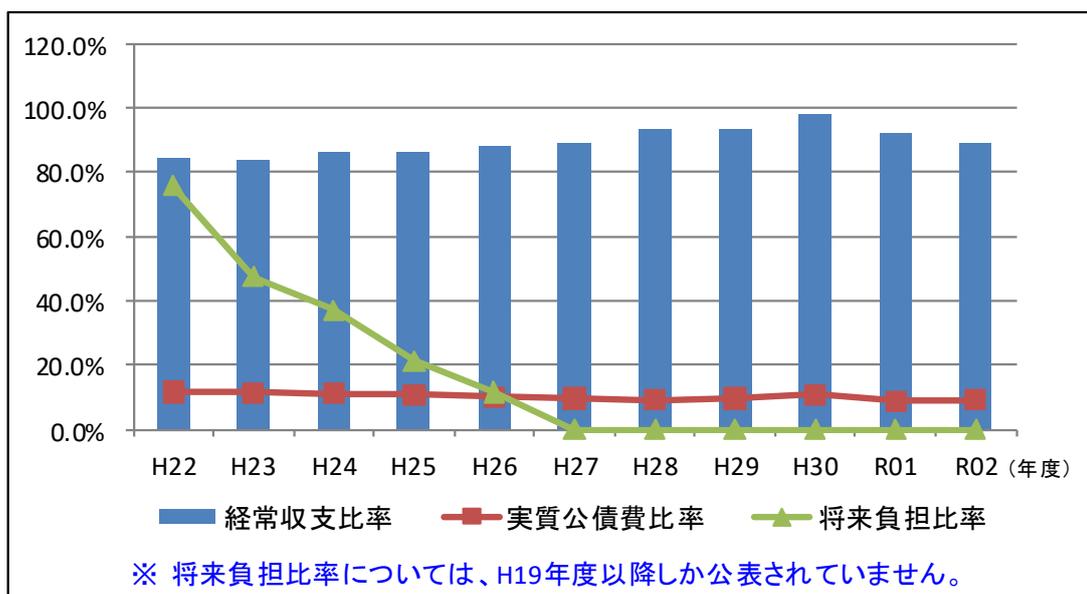
### (2) 実質公債費比率

借入金の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、18%を超えると地方債発行時に県の許可が必要になります。

### (3) 将来負担比率

一般会計や特別会計に加え、一部事務組合等も含めて市が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、将来の財政を圧迫する可能性の程度を示し、350%以上が黄色信号といわれています。

図表2-11 財政指標の推移（普通会計）



(単位: %)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
経常収支比率	84.2%	83.5%	85.8%	86.3%	87.7%	88.6%	93.5%	93.5%	98.1%	91.7%	88.5%
実質公債費比率	11.6%	11.4%	11.1%	10.7%	10.0%	9.5%	9.1%	9.6%	10.7%	8.6%	9.1%
将来負担比率	75.7%	47.3%	37.1%	21.1%	11.5%	-	-	-	-	-	-

出典：地方財政状況調査（総務省）

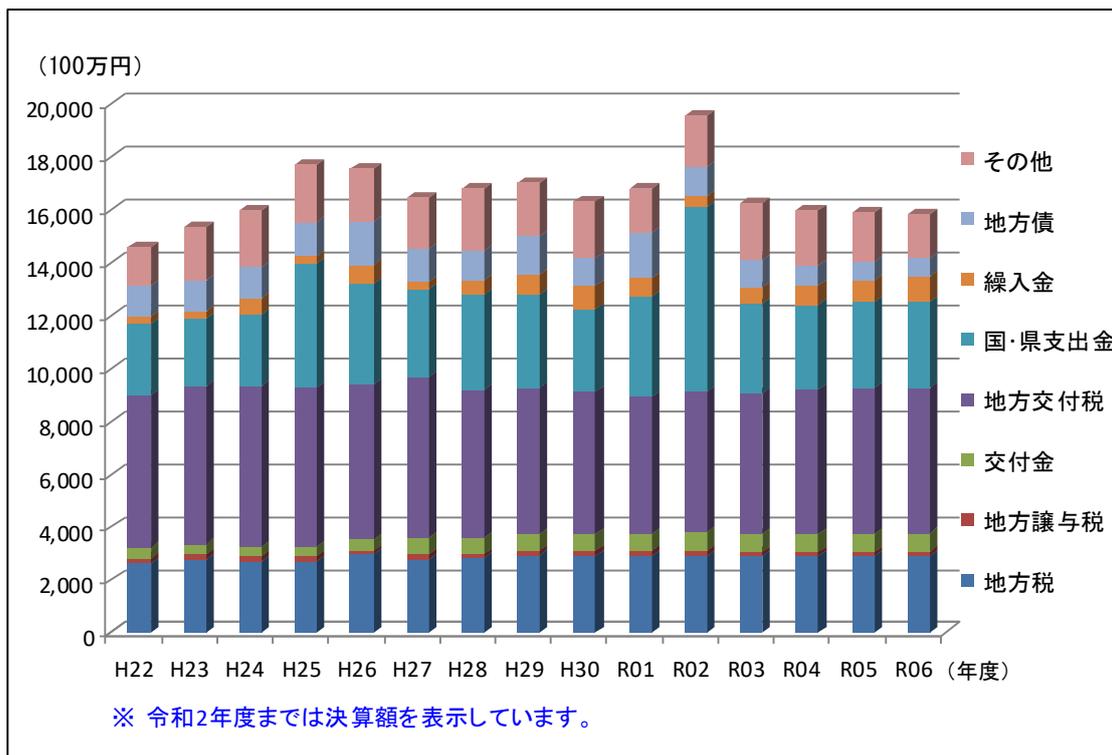
本市の場合、実質公債費比率と将来負担比率に関しては比較的健全な状態ですが、経常収支比率をみると11年間の平均で89.2%となっており、期間中も増減を繰り返しながら上昇傾向にあることなどから予断を許さない状況です。

### 3. 歳入見込み

歳入については、今後の経済情勢や人口減少、少子高齢化の進行などにより、地方税等の一般財源の増加が期待できない状況です。

また、地方交付税も令和元年度までの合併特例債<sup>※2</sup>の発効期限が5年間延長された影響による好転材料はありますが、これも一時的なものであることから、当該措置の終了後に関しては不透明な状況です。

図表2-12 歳入の見込み（普通会計）



(単位: 100万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
地方税	2,591	2,750	2,700	2,698	2,958	2,772	2,805	2,928	2,906	2,893	2,879	2,878	2,877	2,877	2,886
地方譲与税	205	201	188	179	172	179	178	177	179	187	196	180	185	185	185
交付金	410	391	369	379	413	666	589	615	615	642	704	689	688	688	688
地方交付税	5,754	5,964	6,060	6,010	5,830	6,028	5,585	5,525	5,432	5,196	5,340	5,325	5,415	5,488	5,500
国・県支出金	2,706	2,571	2,708	4,672	3,799	3,317	3,638	3,543	3,111	3,762	6,965	3,350	3,236	3,244	3,244
繰入金	311	256	592	292	746	320	550	739	888	738	401	650	750	850	950
地方債	1,121	1,182	1,192	1,277	1,618	1,248	1,064	1,472	1,038	1,683	1,129	1,040	749	711	711
その他	1,506	2,034	2,171	2,187	2,023	1,922	2,356	2,006	2,134	1,712	1,948	2,100	2,062	1,841	1,656
合計	14,604	15,349	15,980	17,694	17,559	16,452	16,765	13,822	16,303	16,813	19,562	16,212	15,962	15,884	15,820

出典：うきは市新市建設計画（財政計画）

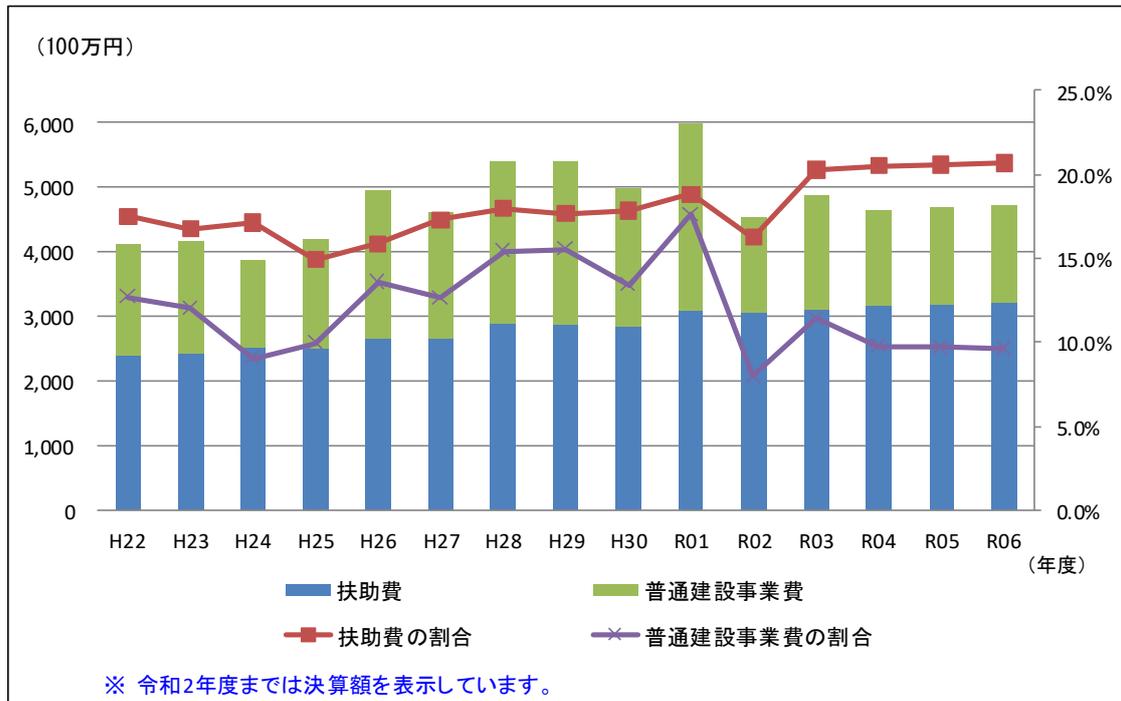
※2 合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について「新市建設計画」に基づき、借り入れすることができる地方債のことで、元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

#### 4. 歳出見込み

歳出においては、行財政改革による歳出の削減に取り組んでいるものの、高齢化に伴う扶助費等の義務的経費や、今後一斉に更新時期を迎える公共施設等の維持管理費用が増加していくことが考えられる中で、充当できる財源は限られており、さらに厳しい財政運営となることは、図表2-13からも推測できます。

このような中、現在の公共施設等を耐用年数まで使用し、同一規模で造り替えるという単純更新を繰り返していくと仮定した場合、図表2-10のとおり、普通会計分だけでも60年間に約1,553億円（単年度当たり25億9千万円）の費用が必要で、令和6年度の普通建設事業費見込額の約1.73倍となることから、縮小社会に向かっている現実を受け止め、ハコモノを中心とした公共施設総量の縮減や再配置など、身の丈に合った行財政対策を講じることにより、将来的な財源不足の解消を図る必要があります。

図表2-13 扶助費及び普通建設事業費の見込み



(単位: 100万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
扶助費	2,391	2,424	2,534	2,515	2,674	2,671	2,912	2,867	2,846	3,093	3,047	3,121	3,152	3,183	3,215
扶助費の割合	17.5%	16.8%	17.1%	15.0%	15.9%	17.3%	18.0%	17.7%	17.8%	18.8%	16.3%	20.3%	20.5%	20.6%	20.7%
普通建設事業費	1,735	1,742	1,339	1,676	2,292	1,951	2,498	2,526	2,141	2,893	1,495	1,756	1,500	1,500	1,500
普通建設事業費の割合	12.7%	12.0%	9.0%	10.0%	13.6%	12.6%	15.4%	15.6%	13.4%	17.6%	8.0%	11.4%	9.8%	9.7%	9.6%
歳出総額	13,663	14,459	14,796	16,820	16,842	15,430	16,184	16,227	15,952	16,425	18,748	15,381	15,352	15,459	15,552

出典：うきは市新市建設計画（財政計画）

**第3章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針**

**第1節 対象施設及び計画期間**

**1. 対象施設**

総合かつ計画的に施設の維持管理・修繕・更新等を行うためには、全ての施設を対象に将来を見据えた中長期的な視点で計画を策定する必要があります。

そのため、本計画の対象施設は、市が保有・管理する全ての施設とし、庁舎、学校、文化・体育施設など「建物系施設」のほか、道路、橋りょうなどの「インフラ資産」を含むものとします。

**2. 計画期間**

総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」をはじめ、第2次うきは市総合計画及び個別施設計画等との整合性を勘案して、計画期間は2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間とし、以後も内容の充実を図りながら本計画の見直し(更新)を実施します。

**第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策**

本計画の対象は、市が保有する全ての施設に及ぶことから、取組内容を円滑に推進するため、図表3-1のとおり全庁横断的な組織である「うきは市公共施設等総合管理計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）（事務局：企画財政課）を設置し、各施設所管課間の情報共有・調整等を行います。

**図表3-1 検討委員会及び各施設所管課の役割**

区 分	検 討 委 員 会	各施設所管課
計画の進捗管理等	・公共施設等総合管理計画の評価・見直し ・公共施設等総合管理計画と個別施設計画等との調整を図り、その成果については決算審査時に議会へ報告	・個別施設計画（施設類型ごとの計画）の策定・運用
長寿命化の推進	・長寿命化を推進するため技術的支援（研修会の開催、相談窓口の設置等）	・点検・修繕等の実施
資産総量の適正化	・施設アセスメントの取りまとめ ・施設の利活用方針を検討・調整	・各建物（建物系施設）の性能・利用状況等アセスメントの実施
資産の有効活用の推進	・資産有効活用策の推進（維持管理コストの比較分析、未利用地の売却等）	・効率的な維持管理手法及び資産を活用した収入の確保の検討
情報の一括管理	・全庁的な情報管理（施設情報の収集、システム導入の検討）	・施設情報の提供、劣化状況等の施設情報の把握

第3節 現状や課題に関する基本認識

「総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年間）」（19ページ）のとおり、本市の人口は2045年（令和27年）には17,000人近くになることが予測されています。

現在、市が保有する施設は、合併前にそれぞれの町が建設した、うきは市文化会館等の類似施設や市制移行後に統廃合等によって廃止した保育所など、保有過剰な状況です。

図表3-2を見る限り、本市における公共施設の人口1人当たり延床面積は類似団体を若干下回っていますが、平成27年1月1日と令和2年1月1日時点の住民基本台帳人口を比較すると、5年間で6.5%（2,054人）減少しています。今後も公共施設を現状どおり維持し続けたと仮定すると、2045年には1人当たりの延床面積は8.6㎡に達することになります。

このようなことから、今後の公共施設等のあり方については、高い問題意識を持ってあたる必要がありますが、そうした中においても具体的な議論が進むと「総論賛成、各論反対」という状況が想定されるため、市民や利用者（以下「関係者」という。）との合意形成をどのように図っていくのかという課題があります。

そのため、公共施設等全般の現状や課題をより効果的・効率的に情報発信し、関係者との協議・調整及び周知などの取り組みをさらに強化する必要があります。

図表3-2 公共施設の人口1人当たり延床面積

区分	人口1人当たりの延床面積	全国平均を100とした場合の割合	人口1人当たり延床面積の算出方法
全国平均	3.22㎡		図表2-6「全国平均値及び人口区分別平均値」における人口1人当たりの延床面積等「19公共施設」（全国平均）より
類似団体	5.24㎡	163	同表 人口1人当たりの延床面積等「19公共施設」（人口1万人～3万人未満）より
うきは市	5.00㎡ (5.04㎡)	155 (157)	令和元年度市町村公共施設状況調査（総務省統計）における 行政財産(建物)延面積 ÷ 住民基本台帳人口（令和2年1月1日現在）  (計算式) 146,837㎡ ÷ 29,339人

※ カッコ内の数字は、令和2年度末の公共施設延床面積(行政財産・建物)及び住民基本台帳人口による試算です。

## 第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1. 点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検・診断にあたっては、①施設管理者による日常点検、②法令等に基づく定期点検、③災害等の事故発生時に行う緊急点検など、それぞれの目的や状況に応じて適切に実施することとします。

また、施設ごとの点検結果については一元的に管理し、点検履歴の蓄積を図るとともに、点検により発見された不具合箇所等の情報で他の公共施設等点検・診断の参考となるものについては、施設管理者間で情報を共有する手順を整備します。

### 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### (1) 予防保全型の維持管理

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、これまでの対症療法的な「事後保全型の維持管理」から、適切な時期に修繕等を行う「予防保全型の維持管理」への転換を促進し、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、維持管理等に要するコストの縮減・平準化を目指します。

#### (2) 民間資金等の活用

施設の整備・運営については、一部導入している指定管理者制度をはじめ、PPP<sup>※3</sup>／PFI<sup>※4</sup>等の民間資金及びノウハウを活用するなど、効果的かつ効率的なものとなるよう検討を行います。また、廃止施設等で民間事業者において、より効果的な活用が期待できるものについては、売却・譲渡等による維持管理コストの縮減と公有財産の有効活用を図ります。

図表3-3 PFI事業の実施により期待される効果

<p>① 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること PFI事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できます。また、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できます。これらによりコストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待されます。</p> <p>② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革 従来、地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者が行うようになるため、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待されます。</p> <p>③ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること 従来、地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。</p>
---

出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

※3 PPP (Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※4 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

### (3) 市町村域を超えた広域的な連携

施設の更新にあたっては、効率的な運用の観点から全ての施設を市単独で整備・運営することを前提とせず、国・県及び近隣市町村施設との相互利用又は共同設置等も念頭において検討を進めます。

### 3. 安全確保の実施方針

点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設等については、立入禁止や利用休止等の安全措置を講じたうえで、継続的な利用の可否を速やかに検討し、引き続き利用が必要と判断された施設等については、緊急性や重要性等を勘案して適切な改修工事等を実施し、安全確保を図ります。

また、老朽化等により廃止され、今後も利用見込みのない公共施設等については、老朽化に起因する事故等の危険性排除や施設内の樹木等伐採・除草作業等、継続的にコストが必要となることなどから、速やかに除却(解体)や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施することとします。

### 4. 耐震化の実施方針

市有建築物については、災害時における防災拠点としての機能や、不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮したうえで、「うきは市耐震改修促進計画」に定める市有建築物の耐震化の優先度分類（図表3-4）により、計画的な耐震化を進めていきます。中でも、平成24年度に実施した指定避難施設等（8施設）の耐震診断において、「倒壊する可能性が高い」と診断された4施設（生涯学習センター、総合福祉センター、小塩公民館、旧浮羽東高校体育館）のうち、旧浮羽東高等学校体育館を除く3施設については、令和3年度までに必要な改修等を実施しました。

図表3-4 耐震化優先度分類

市有建築物	地震時拠点施設となる建築物	市庁舎・防災計画で設定された避難予定場所等
	要援護者が利用する建築物	上記以外に該当する学校・福祉施設等
	不特定多数が利用する建築物	文化会館・資料館等
	市営住宅等	市営住宅
	その他	上記以外の市有建築物

出典：うきは市耐震改修促進計画

### 5. 長寿命化の実施方針

定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

具体的には、公共建築物として一般的なRC（鉄筋コンクリート）造の耐用年数は50年程度とされていますが、躯体以外の屋上防水や内外装、設備類は途中の手入れを全く行わないと建設当時の性能が維持されないため、小規模な修繕を定期的実施することで性能や機能を保つよう努めます。さらに、築後40年目には大規模改修工事を行うことで建物の建て替え周期を80年に延ばすな

ど、ライフサイクルコスト<sup>※5</sup>の低減を目指します。

なお、個別施設計画を策定済みの公共施設等については、上位計画でもある本計画との整合性を図りながら、当該計画における長寿命化に向けた取組を推進します。

### 6. ユニバーサルデザイン<sup>※6</sup>化の推進方針

施設の改修や更新等を行う際には、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議（平成 29 年 2 月 20 日開催）で決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の趣旨を踏まえ、多様な利用者を考慮した計画的な整備を推進します。

### 7. 統合や廃止の推進方針

「公共施設の有効活用について」の行革委員会答申を最大限尊重しながら、次のとおり取り組みを進めます。

#### (1) 施設の複合化等による事業費の縮減

施設の利用実態や存在意義、関係者の意見等を十分検討・検証し、老朽化の状況等を考慮したうえで、周辺施設との集約化、複合化又は他用途への転用、などについて十分な検討を行い、廃止・解体、転用又は集約等により可能な限り施設の総量を抑制して事業費等の縮減・平準化を図ります。

図表 3-5

公共施設最適化事業等の概要			
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	<p>公民館A (延床面積: 200) 公民館B (延床面積: 200)</p>	<p>廃止 集約化後施設 (延床面積: 350)</p>	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	<p>保育所 (延床面積: 200) 高齢者施設 (延床面積: 200)</p>	<p>廃止 複合施設 (延床面積: 350)</p>	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	<p>学校</p>	<p>高齢者施設</p>	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

出典：公共施設最適化事業等の概要（総務省）

※5 ライフサイクルコストとは、製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階でトータルして考えたものです。建物は竣工後から解体廃棄までの期間に建設費の約3～4倍の費用がかかるともいわれています。

※6 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画によると、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

(2) 不要資産の除却・処分

前号で検討の結果、廃止すべきと判断された公共施設等は利用を中止又は休止し、運営経費の削減を図るとともに、他の有効利用についても検討を行い、最終的に活用が困難とされた施設については除却します。

これによって生じた土地や過去の公共事業の残地等で今後も利用が見込まれない資産は売却するなどして歳入確保に努めます。

(3) 具体的な縮減目標

公共施設の総量見直しや長寿命化をはじめ、基金・起債、国県補助金等を効率的に活用するなどして、図表2-13「扶助費及び普通建設事業費の見込み」に掲げる、令和6年度の普通建設事業費に見合うよう、更新費用の縮減を目指します。

図表3-6 具体的な縮減目標

区 分	年 間 費 用 (円)		縮 減 内 容
	縮減前 (注)	縮減後	
公 共 施 設	1,246,270,658	1,090,539,421	建替周期を80年まで延長し、施設総面積を今後15年以内に7%減
道 路	1,181,071,642	708,642,985	更新周期を25年まで延長
橋 り よ う	160,695,136	120,521,352	更新周期を80年まで延長
小 計 (A)	2,588,037,436	1,919,703,758	
普通建設事業費 (B) (令和6年度見込額)	1,500,000,000		
不足額 (B)-(A)	▲ 1,088,037,436	▲ 419,703,758	基金・起債、補助金等で充当

(注) 縮減前 = 図表2-10 公共施設及びインフラ資産の更新費用推計より

8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

「第2次うきは市総合計画」(以下「総合計画」という。)の実施計画を本計画策定の前提とすることにより、所管部署をはじめ企画財政(予算)部門等において情報を共有し、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施します。

また、公共施設等整備基金等を有効に活用するなど、必要な施設には予防保全の視点から計画的な維持管理を行い、事業に係る資金需要や事務作業等の平準化を図ります。

第5節 フォローアップの実施方針

1. 取組みについて

(1) 公共施設マネジメント支援システムの活用

平成27年度に導入した公会計システム（統一基準対応）により、施設の建設費をはじめ、維持管理、運営、処分など事業全般の必要コストについて、シミュレーションを行うなど、施設の適正化や維持保全等に活用します。

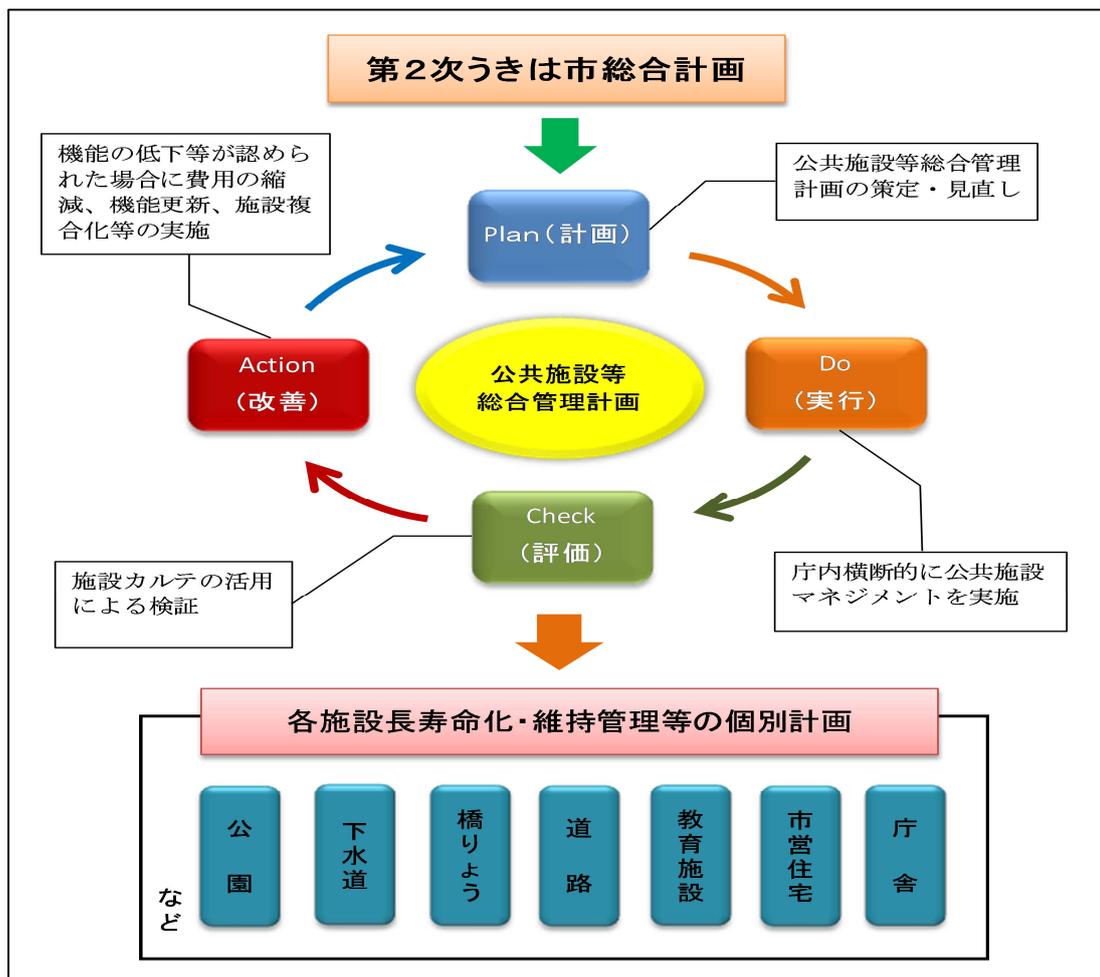
(2) 公共施設等個別施設計画の策定

本章の基本的な方針を推進するため、令和2年度に施設ごとの更新や保全に関する方針を明確にした個別施設計画を策定しました。これを受け「施設類型ごとの管理に関する基本方針（第4章）」について、個別施設計画の内容を反映させるための見直しを行いました。

2. 計画の進め方について

(1) PDCAサイクルによる進行管理

図表3-7



基本計画や個別施設計画の着実かつ効率的な推進を図るため、計画の策定から実施に至るまで、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による進行管理を行います。さらには、計画で定める目標や取組手法の達成状況を検証・評価しながら、基本計画の改定や個別施設計画の策定等に反映させ、施設及びサービスの改善・改革を進めます。

なお、本計画の期間は10年としていますが、計画の達成状況により取組手法や数値目標を見直します。

## (2) 総合計画や各施策分野における個別計画との整合

公共施設配置適正化の具体的な取り組みにあたっては、総合計画や各個別計画との整合を図るとともに、必要により施設の設置目的や提供するサービスなど、個別計画の見直し等も含め実効性を確保します。

## (3) 計画の推進体制

本計画の実施状況等については、庁内横断的に設置している検討委員会を中心に、公共施設等の適正な配置について、効果的かつ効率的なものとなるよう検討を行います。また、社会情勢の変化や行財政改革の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを実施します。

## (4) 議会及び関係者等との情報共有

公共施設の見直しは、関係者に大きな影響が生じることになります。特に、保健、医療、子育て支援などの市民生活に密接した施設については、関係者だけに限らず地域に与える影響も大きいことから、議会をはじめ関係者や地域社会に情報提供を行い、丁寧な説明を心がけます。

これらの実施にあたっては、公共施設を利用又は支えている多くの人々や団体と行政とが問題意識を共有し、公共施設のあるべき姿について議論を深め、将来のまちづくりにとって有益な取り組みとなるよう、出前講座や意見交換会等を通じ、施設に関する多くの情報を積極的に開示・提供します。

## (5) 国・県・近隣市町村との連携

公共施設等総合管理計画の目的でも述べたとおり、公共施設の老朽化対策は大きな課題です。

本計画の推進にあたっては、市単独の取り組みだけではなく、国・県及び近隣市町村とも連携を深め、広域的視野をもって検討を進めます。

## (6) 公会計と連動した進行管理

国においては新たな地方公会計制度（発生主義・複式簿記）の導入を推進しており、本市においても今後は新地方公会計に基づく財務書類等の整備が必要となっています。

新地方公会計制度導入の効果としては、資産及び負債の一体的把握や発生主義による正確な行政コストの把握等により、公共施設マネジメントへの活用な

どが考えられます。

公共施設配置の適正化にあたっては、固定資産台帳の整備をはじめとする、公会計との連動を意識した進行管理を行います。

### (7) 職員の意識改革

中長期的で多岐にわたる本計画の取り組みを推進するためには、施設を所管する関係各課だけで判断するのではなく、全ての公共施設の目的や配置状況等を踏まえ、市全体を見据えた判断が必要になります。

そのため、職員一人ひとりが公共施設を取り巻く現状や課題を認識し、行政運営の基本でもある「最小の経費で最大の効果を得る」という視点に立って、前例にとらわれることなく柔軟な発想で公共施設配置の適正化を推進できるよう、職員の意識改革に取り組みます。



#### 第1次うきは市行政改革大綱における行政改革推進の施策 (職員の意識改革)

##### ① 職員の能力開発

研修機会の充実に努め、政策形成能力や創造的能力、法務能力、企画調整能力等を有する意欲ある人材を育成する。

##### ② 市民から信頼される職員の育成

職員による地域連絡員制度の充実を図り、地域から信頼される職員の育成と住民とのコミュニケーション能力の向上を推進する。

##### ③ 職員意識の高揚

さまざまな施策の推進や課題に対して、職員の参画意識や問題意識を促すとともに、職員の提案を積極的に行政運営に取り上げ、意識の高揚とサービスの質的向上を図る。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第1節 建築系施設

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（第3章）」をはじめ、平成30年3月に改定された「うきは市営住宅等長寿命化計画（計画期間：平成30年度から10年間）」（以下「市営住宅計画」という。）や、令和2年度に策定された個別施設計画（19計画）等の考え方を踏まえ、以下のとおり計画的な管理（整備）を行います。

なお、建替・移転などにより不要となった残地等については、前章第4節に掲げる「不要資産の除却・処分」の方針に基づき売却等の処分を進めます。

1. 小中学校

施設名	取得年	取組内容	摘要
浮羽中学校 吉井中学校	S49 H13	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図るとともに、老朽化等の対策が必要な施設については、学校施設整備計画に基づき建替え等をも含めた適切な管理を行い、生徒の安全・安心を確保します。	
小塩小学校 姫治小学校 妹川小学校	H01 S48 S46	・小学校の新学習指導要領が全面实施される令和2年度までに、御幸小学校への統合を進めるため、関係各位の理解促進に努めました。その結果、平成30年3月に姫治小学校、平成31年3月に妹川小学校、令和2年3月に小塩小学校の統廃合となりました。 なお、用途廃止後の小学校を地域振興等の拠点施設とするため、姫治小学校については令和2年度から民間事業者に貸付けており、小塩小学校、妹川小学校についても有効な活用方法を検討します。	廃止 廃止 廃止
上記以外の小学校（7校）	S53 S62	・当面は適正な維持管理のもとで長寿命化を図りますが、今後の児童数の変動により、複式学級が予測される場合等には学校再編について協議を行います。	

2. 市営住宅

施設名	取得年	取組内容	摘要
花水木団地 西福益団地 上御所団地 川前団地 新治団地 拝折団地	H14 H10 H23 H26 H27 H20	・市営住宅計画に基づき、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。	
福益団地	S49	・市営住宅計画における計画期間中は、当面維持管理を行います。今後の方針については、将来のストック量を考慮したうえで、移転・統合・建替え等について検討します。	
高見団地	R03	・令和3年度に建替えを行い、兎渡島団地と統合しました。今後は市営住宅計画に基づき、適正な維持管理に努めます。	建替
兎渡島団地	S41	・高見団地へ移転統合しましたが、跡地の利用については民間活用も含めて検討します。	統合 廃止
西隈上団地 一の瀬団地	S42 S48	・市営住宅計画に基づき、順次建替えを進めることとしていますが、その整備手法については民間活用も含め、今後の取扱いについて検討します。	
屋形町団地	S40	・耐用年数を大幅に経過しており、老朽化が著しく居住性にも劣ることから、他団地の建替えに合わせて、移転統合を検討します。	
巨瀬の里団地 ほたるの里団地 かわせみの里団地 せせらぎの里団地	H12 H13 H14 H14	・行革委員会答申による施設の払下げについては、平成24年度に入居者の意向等を確認した結果、国土交通省が定める公営住宅の譲渡処分承認基準を満たすことができませんでした。その後に払下げ要件の見直しも行われたことなどから、現在の状況等を踏まえながら、国・県、入居者等との協議を進めます。	

### 3. 体育関連施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
スポーツアイランド 船越運動公園 浮羽体育センター うきは市総合体育館	H04 H13 H14 H21	・個別施設計画の方針を踏まえたうえで適正な管理を行い、利用者の安全・安心を確保します。	
吉井体育センター	S56	・体育館については、予防保全型の維持管理のもとで可能な限り存続させます。	
真美野運動場（体育倉庫）	S58	・底地は神社用地であり、利用者も限定されているため、地元への返却に向けて協議を進めます。	
大春トリムセンター（武道場）	不明	・老朽化が進んでいるため施設の利用を中止する方向で利用者と協議します。また、安全確保の観点から利用中止後はできるだけ早い時期に解体して跡地の有効活用を図ります。その際、行革委員会から建築様式としての価値を問われていた武道場については、県文化財保護課の調査結果等を踏まえ、建物の記録保存に努めます。 なお、解体後の代替施設確保については、小中学校体育館の活用を検討します。	
旧小塩保育所（柔道場）	不明	・この施設は昭和57年に廃止された旧小塩保育所を柔道場に転用したもので、約10年以上前から使用されていないことから、令和3年度に売却しました。	売却

### 4. 市役所・支所等

これらの施設については、公共サービス提供のため維持する必要があるため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方にに基づき、施設の長寿命化を図ります。

施設名	取得年	取組内容	摘要
うきは市役所 西別館 うきは市民センター	H10 H06 H01	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

### 5. コミュニティセンター等

施設名	取得年	取組内容	摘要
るり色ふるさと館	R01	・令和元年度に、旧生涯学習センターと旧ムラおこしセンターを統合した複合施設（注）として建替えました。今後は個別施設計画の方針に基づき、適正な管理を行うことにより長寿命化を図り、利用者の安全・安心を確保します。 （注）吉井地区コミュニティセンター、福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部併設	統合建替
広園集会所 社会教育集会所	S61 S55	・人権教育の拠点施設として、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
姫治山村交流センター	H21	・姫治小学校の廃校に伴い、平成30年度に用途廃止しました。廃止後の施設（土地・建物）については令和3年度に売却しました。	売却
千年コミュニティセンター	H25	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
旧吉井コミュニティセンター	H11	・生涯学習センター等の複合施設建設に合わせ、令和元年度に「るり色ふるさと館」へ移転しました。なお、旧施設については、令和3年度から子育て支援事業用施設として活用しています。	移転
福富コミュニティセンター	H29	・平成28年度に学童保育所を併設した新施設として建替えを行いました。今後は適切な維持管理により長寿命化を図ります。	
江南コミュニティセンター	H19	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

小塩コミュニティセンター	S51	・平成24年度の耐震診断で倒壊の危険性を指摘されたことから、地元と協議の結果、令和2年度に事務室の改修工事を行い、翌年度に耐震改修工事を実施しました。今後は適正な管理を行うことにより長寿命化を図ります。	改修
新川コミュニティセンター 田籠コミュニティセンター 妹川コミュニティセンター	H21 S54 H17	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。 なお、区域内の小学校再編によるコミュニティ活動への影響など、地域の実情に応じ、今後も持続可能な自治協議会の運営に向けた活動や体制の見直しについて協議を行います。	
山春コミュニティセンター	H02	・築年数が経過し手狭であったことなどから、平成29年度に事務所の増築工事を実施しました。今後も予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。	増築
大石コミュニティセンター	S53	・適切な維持管理により長寿命化を図りますが、避難施設として問題があり、他の施設に比べて老朽化が進んでいるため、次の更新時には移転・建替えも検討し、利用者の安全を確保します。	
御幸コミュニティセンター	S61	・立地条件等の問題により、平成29年度に現在の場所(旧男女共同参画センター)に移転しました。それに伴い、前年度に研修室等の一部改修工事を行い、令和3年度には学童保育所を併設するための改修工事等を実施しました。今後は個別施設計画の方針に基づき、適正な管理を行うことにより長寿命化を図り、利用者の安全・安心を確保します。	移転

### 6. 保育所・学童保育所

今後老朽化や園児の減少などにより、保育所の建て替えや統廃合が必要になった施設については、民間移管やPPP/PFI方式への移行を検討します。

施設名	取得年	取組内容	摘要
千年保育園 若葉保育園 千草保育園 いずみ保育園 山春保育所 浮羽保育所	S58 H15 S56 S54 S58 H01	・吉井地区の保育園については、段階的に民営化を進めます。具体的には、平成28年度に決定した基本方針に基づき、平成31年度に若葉保育園の民営化を図りました。また、浮羽地区の施設についても、老朽化や園児数の減少などにより運営が困難になった場合は、更なる統廃合も検討します。	
旧山北保育所	S56	・将来的には売却を進めます。(当面は貸付で対応します。)	貸付
旧新川保育所	S55	・うきは市「都市と山村交流」プロジェクトに貸与していますが、状況が変われば利用方法を検討します。	
旧小塩保育所	S57	・小塩地区のサークル活動「そば打ち体験」ほか、地域活性化に係る事業を行うことを目的に、小塩地区自治協議会に貸与していますが、状況が変われば売却等も検討します。	廃止
旧朝田保育所 旧千足保育所	S55 S50	・平成28年度に売却しました。	売却
旧妹川保育所	S60	・地域の振興に寄与するため、平成29年度に地元の行政区へ売却しました。	売却
千年学童保育所 福富学童保育所 妹川学童保育所	H25 H29 H27	・いずれの施設もコミュニティセンターに併設しており、一体的な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
吉井学童保育所	R04	・老朽化や児童数の増加等に対応するため、令和3年度に現在地へ移転(建替え)しました。なお、旧施設については吉井小学校の敷地内でもあり、学校施設との一体的な有効活用を図ります。	建替
江南学童保育所	R04	・当初は予防保全型の維持管理による長寿命化を図る方針でしたが、交通安全上の理由等により、令和3年度に現在地へ移転(建替え)しました。今後は適正な管理を行うことにより長寿命化を図ります。	建替
大石学童保育所	H24	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図りますが、施設の老朽化や周辺環境の変化等により児童の安全を確保することが困難になった場合は、コミュニティセンターの活用についても検討します。	
御幸学童保育所	R04	・これまで御幸小学校の空き教室を利用していましたが、令和3年度に複合施設化された御幸コミュニティセンターへ移転しました。今後は一体的な維持管理のもとで長寿命化を図ります。なお、運営についても御幸地区自治協議会に委託しています。	移転

## 7. 福祉関連施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
総合福祉センター	H17	・平成24年度に実施した耐震診断において、倒壊の危険を指摘されましたが、災害活動時の拠点施設であることなどから、平成28年度に耐震補強工事を実施しました。今後も、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
旧老人憩いの家	H16	・平成26年度末で廃止し、現在は貸し付けていますが将来的には有効活用を検討します。	貸付
旧老人福祉センター (ちかぜ)	S39	・平成26年度末で廃止しましたが、老朽化が進み耐震基準も満たしていないことなどから、平成29年度に売却しました。	売却
旧社会会館	S49		
ゆうゆうセンター (ふれあい荘)	H06	・平成27年度から指定管理者制度に移行しましたが、温泉設備の老朽化が進んでいることもあり、今後の運営状況を見ながら存続の可否について判断します。	
(屋内ゲートボール場)	H09	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
(生きがいセンター)	H13	・陶芸創作設備等が工芸館と重複していたり、囲碁・将棋、大正琴コーナー等の利用者(毎日10名前後)が限られていることなどから、今後、施設又は設備の老朽化等により維持が困難になった場合は、両施設の統廃合や他の施設への移転も検討します。	
工芸館	H24	・施設又は設備の老朽化等により維持が困難になった場合は、生きがいセンターとの統廃合や、一の瀬焼き窯元などとの連携についても検討します。	
デイサービスセンター	H09	・介護予防事業推進のために旧浮羽町で整備した施設を、うきは市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託して運営していましたが、社協においても介護事業の充実を目的として隣接地に自前施設を増築した経緯などから、平成27年度に社協に譲渡しました。	譲渡

## 8. 文化財関連施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
菊竹六鼓記念館	S38	・当記念館は吉井町出身の著名なジャーナリストである菊竹六鼓の功績をたたえ、氏の遺品及び記録を後世に伝えるために建設された施設ですが、立地条件が悪いため見学に訪れる人も少なく、主に地域の集まり等での利用が中心となっています。そのような中、建設から50年以上経過し老朽化による更新時期を迎えています。前段の理由により同じ場所では本来の目的を達成することが困難な状況であることから、収蔵品等については今後集約する新たな展示施設に専用の展示コーナーを設け、より多くの人にその偉業を発信します。 なお、建物については予防保全型の維持管理のもとで可能な限り存続させます。	
金子文夫資料展示館	S31	・この施設は郷土史家で収集家の金子文夫氏から寄託された考古・民俗資料等を展示するために旧吉井町役場庁舎を改修・転用したものです。建設から60年以上経過していることや、同様の施設が市内に点在していることなどから必要な対策を求められており、今後集約する新たな展示施設に専用の展示コーナーを設けて移設します。その際、常設展示の見直し(数年ごとの展示品入替え等)により展示スペースを確保します。 なお、移設後の施設は解体して跡地の有効活用を図ります。	
浮羽歴史民俗資料館	S54	・両資料館とも旧町時代に建設された類似施設であり、古墳時代の出土品(重要文化財)から農業・商工業関係の民俗資料まで、様々な歴史資料を展示していますが、入館者が少ないことや人口規模に比して資料館の数が多く、分散していることなどから1施設に集約化を図ります。	
吉井歴史民俗資料館	S58		

吉井中央公民館倉庫 (山下邸)	H16	・老朽化が進んでいるため、早急に解体します。	
町並み交流館商家 居蔵の館 鏡田屋敷	H16 H09 H08	・いずれも吉井地区の重要伝統的建造物群保存地区内に位置する建物であるため、維持管理面においても法令等で様々な規制を受けることになります。今後も関係法令等の趣旨を踏まえたうえで、適切な維持管理に努めます。	
珍敷塚古墳収蔵庫	S45	・老朽化が進んでいるため、屋形古墳群整備事業(H26～R8年度)の中で、改修について検討します。	
注連原住宅(うきはポサーダ)	H28	・平成24年の九州北部豪雨災害の記憶を後世に伝えるとともに、里山での暮らしを体験できる貴重な施設であり、適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

### 9. 水道・浄化センター

施設名	取得年	取組内容	摘要
鷹取簡易水道機械室 富永簡易水道機械室 雇用促進住宅水道施設	不明 H03	・住民の安全を最優先に、適正な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
屋部浄化センター 高田・今泉浄化センター	H08 H07	・吉井浄化センターへ統合し、跡地については有効活用を検討します。	
吉井浄化センター 浮羽浄化センター	H15 H14	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

### 10. 消防・防災施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
各分団詰所 (市内21カ所)	S53 R02	・平成17年の市制発足時に消防団組織を見直して以来、現在の体制を維持してきましたが、時代の変化や財政状況に応じた見直しも必要になっています。詰所の配置については分団の再編論議に合わせて検討します。	
防災倉庫 (市内5カ所)	S55 R02	・近年多発する異常気象による各種災害等に備えるための重要な施設であることなどから、適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。なお、水害等への対応を強化するため、令和2年に土のう倉庫を新設しました。	新築

### 11. ホール

旧町時代に建設された、うきは市文化会館(昭和60年建築)及び、うきは市民ホール(昭和56年建築)については、いずれの施設も老朽化が著しく大規模な改修が必要となっていますが、本市の人口規模や財政状況等を勘案すると、類似した二つの施設を今後もこれまでのように維持していくのは困難な状況です。

これらの施設については、行革委員会からも「ひとつの施設に集約するのが適当であり、維持する施設としては文化会館が適当である。」との答申を受けています。今後も答申の趣旨を十分に踏まえたうえで、関係者との協議を進めます。

施設名	取得年	取組内容	摘要
文化会館 (白壁ホール)	S60	・これまで以上に利便性を高めながら、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。運営方式についても、現在の業務委託方式から指定管理制度への移行に向けて検討を進めます。	
うきは市民ホール (かわせみホール)	S56	・設備の不具合等で修理にも多額の費用を要することなどから、集客を伴うホールの利用を中止し、当面はステージ練習等の使用に限定します。今後も関係者及び周辺住民等と協議を重ね、そのあり方について検討します。	

## 12. 観光関連施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
吉井観光協会土蔵	不明	・伝統的建造物群保存地区観光の拠点施設として、適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
道の駅うきは	H12	・令和3年度に、国土交通省から防災道の駅として認定を受けました。今後は、その役割を果たすために必要な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
つづら棚田交流センター	H25	・全国棚田百選にも指定された、つづら棚田地区と都市住民とが交流を深めるための貴重な施設であり、適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

## 13. 公園（建物）

施設名	取得年	取組内容	摘要
吉井百年公園（休憩所、倉庫、プール）	H02	・予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。	
調音の滝公園（休憩所）  （バンガロー）	H29  S60	・利便性向上のため、平成29年度にそうめん流し場の増築リニューアルを実施しました。今後は予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ります。バンガロー施設については水源枯渇等の影響で長期にわたって利用できず、老朽化などもあって今後も利用の目処が立たないことなどから、時機を見て廃止します。また、周辺が原野化して解体用重機等の搬入も困難なため、当該施設への立ち入りを禁止して利用者等の安全を確保します。	
長岩公園交流促進センター（四季の舎ながいわ）	H10	・長岩公園散策や森林セラピー体験の拠点施設として整備したもので、直営による一部委託方式などを経て、現在は指定管理者制度により運営しています。今後はこれらの運営状況等を見極めたうえで民間への譲渡も含めて有効活用を検討します。	
白壁交流広場（防火施設、休憩所）	H20	・吉井地区における伝統的建造物観光や各種イベント実施時の拠点施設であり、適切な維持管理により長寿命化を図ります。	

## 14. 公衆トイレ

施設名	取得年	取組内容	摘要
花水木公園	H14	・適切な維持管理のもとで長寿命化を図るとともに、専門の事業者による定期的な保守を行うことにより、クリーンで使いやすいトイレを維持します。 なお、建替え・改修等が必要になった施設は、多様な利用者に配慮したものとなるよう整備します。 また、利用頻度が低く、近隣に代替の施設があるものについては、休止又は廃止も検討します。	
親水公園	H13		
金子文夫資料展示館横	H22		
市民文化会館前	H17		
吉井駅前	H12		
若宮公園	H02		
長野公園	H05		
市民センター前駐車場	H23		
本町・防火水槽横	H18		
うきは駅	H17		
大石駅	H19		
つづら・駐車場	H24		
筑後川温泉区	H24		
中町商店街	H03		

15. 車庫・倉庫

施設名	取得年	取組内容	摘要
旧吉井町役場倉庫 (旧消防本部詰所)	S57	・防犯・防災上、最低限必要な維持管理のもとで可能な限り存続させますが、大規模な修理が必要になった場合は解体し、跡地の有効活用を図ります。	
旧吉井町役場車庫	S57		
マイクロバス車庫	H07	・適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	新築
危険物置場	H04		
新川地区倉庫	H30		

16. その他の施設

施設名	取得年	取組内容	摘要
うきは市火葬場 (うきは市浄光苑)	H27	・この施設は合併以来の大きな課題であった、老朽化した2つの火葬場を一体化するため、平成26年度に整備したものです。九州初の最新鋭火葬炉を備えていることなどから、その仕組みや構造等を十分理解したうえで、予防保全型の維持管理を適切に実施することにより長寿命化を図ります。	
旧浄光苑(火葬場)	S54	・新火葬場の稼働に伴い、平成26年度で廃止しましたが、地元との約束に基づき、解体後は広葉樹林化等、周辺環境に配慮した跡地利用を検討します。	廃止
と畜場	S35	・平成27年度に発生した火災により大半を焼失したため、用途廃止のうえ、平成28年度に解体しました。跡地については、浮羽老人ホーム(一部事務組合)の民営化に伴う移転先用地として活用しています。	解体
広園区納骨堂	S46	・行革委員会から地元へ譲渡するよう答申を受けましたが、墓地等の譲渡については法の規定により困難であるため、現状のまま適正な維持管理に努めます。	
自動車学校	H06	・今後の運営方針について数年前から検討を重ねてきた結果、民間への売却はしないという結論に至ったことから、利益増に向けてあらゆる努力をしつつ、今後も長寿化を図りながら直営を維持していきます。	
旧農政局 耳納山麓水利事務所	H08	・19区公民館用地など、3団体へ土地又は建物を貸し付けていますが、行革委員会答申のとおり、利用者との調整を行い、売却する方向で検討します。	
旧浮羽東高等学校	H24	・平成24年度に東高跡地検討委員会を立ち上げ検討しましたが、社会教育施設として利用するためには改修等に多額の費用を要し、当該施設の利活用は困難と判断しました。今後は企業誘致を含め、民間への売却を検討します。	
うきは藤波発電所	H28	・再生可能エネルギー導入のシンボリックな施設でもあり、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない予防保全型の維持管理を適切に実施することにより、長寿命化を図ります。	追加
6次産業化研究開発・ 事業化支援センター	H31	・農業者や商工業者等が行う地域農産物等を活用した加工品の研究開発・事業化の支援を目的として新設した施設で、供用開始後間もないため劣化等の兆しはありませんが、予防保全型の維持管理を適切に実施することにより長寿命化を図ります。	新築
上記以外の施設		・適切な維持管理のもとで長寿命化を図ります。	

## 第2節 インフラ資産

### 1. 道路

#### (1) 現状と課題

本市が管理する市道は約710kmで、そのうち7割程度が舗装されています。これらの維持管理に要する経費については、経年劣化による舗装修繕箇所が増加や交通状況の変化等により年々伸びている状況です。

また、道路附属施設等についても、供用開始から年数が経過した施設が多く、今後は老朽化による修繕や更新が必要となります。

これまでの維持管理については、施設の機能や性能に不具合が生じてから対処する事後保全的な対応でしたが、将来的に施設の更新を含めた維持管理費用の増大が見込まれることなどから、施設の延命化によるコストの縮減や平準化を図るため、早期に施設の状況を把握し、予防保全型の維持管理に移行することが求められています。

そのほか、国道や県道の整備については、国・県に対して早期整備に向けた要望を行うとともに、効率的な道路維持を図るため、国、県、市が連携して取組を進める必要があります。

#### (2) 取組状況

幹線道路などの主要な道路については、国土交通省が定めた「道路ストック総点検実施要領」（以下「総点検実施要領」という。）に基づき実施する路面性状調査の結果等を踏まえ、バス路線、通学路線及び近隣公共施設等の配置状況などに配慮した舗装修繕計画として、平成31年3月に具体的な対策内容と実施時期などを示した「舗装個別施設計画（計画期間：平成31年度から5年間）」を策定しました。

また、道路附属施設等については、耐用年数や過去の修繕履歴などをもとに、優先順位を定めた修繕計画の策定を検討します。

#### (3) 点検・診断等の実施方針

主要な道路及び道路附属施設等については、国土交通省の総点検実施要領に基づき、定期的な点検・診断を実施することにより、施設の健全性を保ちます。

それ以外の生活道路については、日常のパトロールや利用者からの通報等により点検を実施します。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

総点検実施要領や舗装個別施設計画等に基づき、従来の事後保全型の維持管理から、財政状況を見極めながら優先順位を定めて実施する予防保全型に順次移行し、維持管理コストの縮減・平準化を目指します。

### (5) 安全確保の実施方針

落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を、総点検事業実施計画で点検箇所に指定して定期的に調査するとともに、危険と判断された場合には計画的な維持補修を実施するなど、災害の未然防止と安全確保を図ります。また、日常のパトロールや利用者からの通報等により危険箇所等を発見した際の応急修繕体制を確保するよう努めます。

### (6) 長寿命化の実施方針

今後の維持管理費用について、図表2-10によると、道路の舗装打ち替えを15年に1回実施するとして、そのために要する年間費用は約11億8千万円が見込まれています。

道路施設の維持管理にあたっては、総点検事業実施計画に基づく計画的な修繕・更新を行うことにより、予防保全型の維持管理による機能保全を図り、舗装の打ち替え周期を引き延ばすなど、施設の長寿命化を目指します。

### (7) 統合や廃止の推進方針

将来の交通流動を予測し、未整備の道路路線の見直し又は新たな路線整備を行う場合、施設の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて既存路線の廃止等も検討します。

## 2. 橋りょう

平成26年2月に策定した「うきは市橋梁長寿命化修繕計画」（以下「橋梁長寿命化計画」という。）に基づき、主要な橋りょうに対して計画的な維持管理に取り組んできましたが、同年7月に道路法施行規則の一部を改正する省令が施行され、5年に1回の近接目視による定期点検が義務付けられたことを踏まえ、点検・診断を実施した結果、早期補修が必要となる橋りょうが顕在化したことなどから、平成31年3月に全ての橋りょうを対象とした「うきは市橋梁修繕計画」（以下「橋梁修繕計画」という。）を策定しました。

これによると、本市が管理する道路橋（580橋）のうち、建設後50年を越える割合は、現在の36%（211橋）が10年後には約67%（388橋）、20年後には約86%（498橋）、30年後には約94%（547橋）となり、急速に老朽化が進むことが予測されています。

仮に全ての橋りょうを60年に1回架け替えるとした場合、図表2-10に示すとおり、年間に約1億6千万円の費用が見込まれています。

限られた財源の中で効率的に維持管理を行うため、今後も国が定める統一的な基準や橋梁修繕計画に基づき、従来の事後保全型の維持管理から損傷が大きくなる前に必要な対策を講ずる予防保全型への転換を促進し、維持管理コストを縮減・平準化するとともに、橋りょうの長寿命化を図ります。

なお、橋梁修繕計画の対象になっていない施設についても、上記の計画等に定める要領に準じて適切な維持管理に努めます。

### 3. 下水道（農業集落排水事業・浄化槽整備事業を含む）

#### (1) 現状と課題

本市の下水道は、平成8年3月に吉井町屋部地区（計画面積：19ha）と高田・今泉地区（計画面積：30.3ha）において特定環境保全公共下水道（以下「特環公共下水道」という。）事業及び農業集落排水事業として供用を開始して以来、浮羽町山間部等における浄化槽整備事業など、地域の特性や実情に応じて整備を進めてきました。現時点で耐用年数（50年）を過ぎている施設はありませんが、今後老朽化が進めばその保全などに多額の費用を要することになります。

これを図表2-7の考え方により、令和元年度末における特環公共下水道の延長距離を用いて更新費用を推計すると、現在の下水道施設が耐用年数を迎える2040年代後半以降には、図表4-1のとおり毎年3億4千万円程度の更新費用が見込まれます。

その費用を令和元年度下水道事業特別会計の決算額と比較すると、下水道使用料収入額（約4億2千万円）の81%に相当する金額になります。ほかにも下水道施設を運営するために必要な職員の人件費や施設維持管理費などに約2億9千万円を要していますので、施設整備のためにこれまで借り入れた起債の償還を終えるまでは、一般会計からの繰入金なしでは下水道事業を維持していくことは難しい状況です。

このような中、屋部地区の特環公共下水道及び高田・今泉地区の農業集落排水事業については処理施設等の規模が小さいことなどから、維持管理面において非効率的となっている状況です。

図表4-1 特定環境保全公共下水道の更新費用推計

管径種別	総延長(m)	更新単価 (千円)	更新費用 (千円)
250mmを超える	17,305	124	2,145,820
250mm以下	246,125	61	15,013,625
合計	263,430		17,159,445
年間更新費用(更新費用 ÷ 50年)			343,189

#### (2) 取組状況

生活環境の変化等により、平成27年度に「うきは市汚水処理構想」の見直しを行い、令和17年度を目標年度とした下水道計画区域（1,109ha：吉井処理区572ha、浮羽処理区537ha）を設定しました。今後も福岡県汚水処理構想との整合性を図りながら、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

**(3) 点検・診断等の実施方針**

管路施設及び浄化センター等については、「うきは市下水道ストックマネジメント計画」（以下「ストックマネジメント計画」という。）に基づき、定期的な点検を実施することにより施設の健全性を保ちます。

**(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

ストックマネジメント計画に基づき、従来の事後保全型の維持管理から、財政状況等を考慮しながら優先順位を定めて行う予防保全型へ順次移行し、維持管理コストの縮減・平準化を目指します。

**(5) 安全確保の実施方針**

管路の安全確保については、日常的なパトロールによる目視点検において道路陥没箇所等を発見した場合などに、応急修繕が可能となる体制を確保するよう努めます。

また、中継ポンプ施設及び浄化センターについて、その仕組みや構造・機能等を理解し、関連法令等を遵守しながら計画的な予防保全の視点で、効果的かつ効率的な維持管理を行うことにより、持続可能で安全な下水道を目指します。

**(6) 長寿命化の実施方針**

下水道施設の維持管理にあたっては、ストックマネジメント計画における点検・調査、診断対策等を適切に実施することなどにより長寿命化を図ります。

**(7) 統合や廃止の推進方針**

福岡県汚水処理構想の基本方針をはじめ、「うきは市汚水処理構想」で示した、令和8年度までに屋部処理区、令和17年度までに高田・今泉処理区を、それぞれ特環公共下水道（吉井処理区）へ接続するという目標に沿って、下水道事業の効率化を図り、維持管理コストの縮減・平準化を目指します。

また、特環公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域外の地域については、投資効果等を考慮のうえ、合併処理浄化槽区域として設定し、生活環境の改善や水質保全に努め、快適で潤いのある循環型社会づくりを推進します。

## 4. 簡易水道

### (1) 現状と課題

本市の簡易水道は、昭和31～35年にかけて吉井町の中山間地域（冠、八龍、千代久、西屋形）で整備を進めてきましたが、供用開始から60年を経過しています。そのため、水道管については平成18～22年度に更新したものの、給水施設に関しては老朽化が顕著となっている状況です。

### (2) 取組状況

本市では上水道が未整備であり、今後策定することとなる上水道整備計画において、簡易水道の取扱いについて検討します。

### (3) 点検・診断等の実施方針

管路施設及び給水施設については、(公)水道技術研究センターが定めた「水道施設機能診断の手引き」の調査・診断要領に準じて定期的な点検を実施することにより、施設の健全性を保ち安定供給を確保します。

### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検等により把握した劣化状況や危険度等により、優先順位をつけて修繕等を実施します。

### (5) 安全確保の実施方針

維持管理や修繕・更新等を適切に実施することにより安全確保を図ります。

### (6) 長寿命化の実施方針

厚生労働省インフラ長寿命化計画に定める、水道施設に関する中期的な取組の方向性に準じて、点検・調査、診断、対策等を適切に実施することにより長寿命化を図ります。

### (7) 統合や廃止の推進方針

簡易水道については、今後の上水道整備計画等に基づく上水道の供用開始に合わせて上水道への統合を図り、効率化による維持管理コストの縮減・平準化を目指します。また、水道管等の既存施設については、可能な限り上水道施設に転用して有効活用を図り、整備費用の削減に努めます。

## 5. 公園（都市計画区域外）

本市は都市計画区域を設けていないため、都市公園以外の市立公園を現在12箇所（約24.2ha）保有し、市民一人当たりの公園面積は約8.33㎡（県平均<sup>※7</sup>：9.2㎡）となっています。施設の特徴として、浮羽町域の公園のほとんどが市の周辺部に位置し、吉井町域については山間部の百年公園を除いて、いずれも市の中心部に近く、比較的小規模な施設です。

公園や緑地は市民の憩いの場になるほか、地域コミュニティの形成や健康増進・レクリエーションの場であり、避難場所としての防災機能なども有していることから、安全で快適な公園整備を進める必要があります。

そのような中、美津留川河川公園及び城ヶ鼻公園については、行革委員会より廃止や譲渡などの答申もなされていることから、総合計画の基本目標などと整合性を図りながら、できるだけ早期に基本方針を決定します。

## 6. 通信事業用資産

本市では、合併前から市制発足直後にかけて整備した公共施設等を光ファイバーで結ぶ地域イントラネット通信網をはじめ、中山間部の通信格差是正を目的に導入した高速・大容量インターネットやテレビ難視聴対策等のための通信事業用資産を保有していますが、民間事業者による通信網の拡大等により、通信格差の是正という当初の目的は達成されつつあります。

これらの施設も今後は老朽化等により多額の更新費用が見込まれることから、民間の光ファイバーが整備された地区については、令和4年度までに民間の通信網へ移行して、維持管理経費の削減に努めます。

また、地上デジタル放送共同受信設備の維持管理方式については、テレビ番組のインターネットによる同時配信の状況等を見極めたうえで、今後の方針を検討します。

## 7. その他のインフラ資産

前各項以外のインフラ資産については、必要に応じ各省庁のインフラ長寿命化計画（行動計画）等に沿った個別施設計画を策定するなどして、長寿命化を推進します。

---

※7 国土交通省・全国都市公園データベース（都道府県別一人当たり都市公園整備現況）

### 第3節 その他

#### 1. 法令及びインフラ長寿命化基本計画等との整合性について

前節までの基本方針を実施するにあたっては、関係法令はもとより、国のインフラ長寿命化基本計画や各省庁が定めたインフラ長寿命化計画（行動計画）等との整合性を図りながら推進します。

##### (1) 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）

- ・道路橋定期点検要領、橋梁定期点検要領等
- ・公園施設の安全点検に係る指針、公園施設長寿命化計画策定指針
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領
- ・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン

##### (2) 厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）

- ・水道施設に関する中期的な取組の方向性

##### (3) 農林水産省インフラ長寿命化計画（行動計画）

- ・農村振興局（農業水利施設、農道、農業集落排水、地すべり防止施設等）
- ・林野庁（治山施設、林道施設）

##### (4) 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）

- ・学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き

##### (5) 経済産業省インフラ長寿命化計画（行動計画）

- ・工業用水に係る施設、電気事業に係る施設

#### 2. 補助事業等により取得した施設等について

補助事業等により取得又は効用の増加した施設等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の運用状況など、財産処分を取扱いが所管省庁で異なるため、最新の情報を収集して個別施設ごとの基本方針を決定します。

#### 3. 固定資産台帳との関係について

地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。公共施設等の管理を計画的・効率的に進めるため、本計画の基礎情報となる固定資産台帳データを活用した「有形固定資産減価償却率の推移」等による、施設の現状分析や更新経費等に関する情報の「見える化」を徹底します。





## うきは市公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

(令和4年3月一部改訂)

福岡県うきは市

〒839-1393

福岡県うきは市吉井町新治316番地

Tel 0943-75-3111

Fax 0943-75-5509